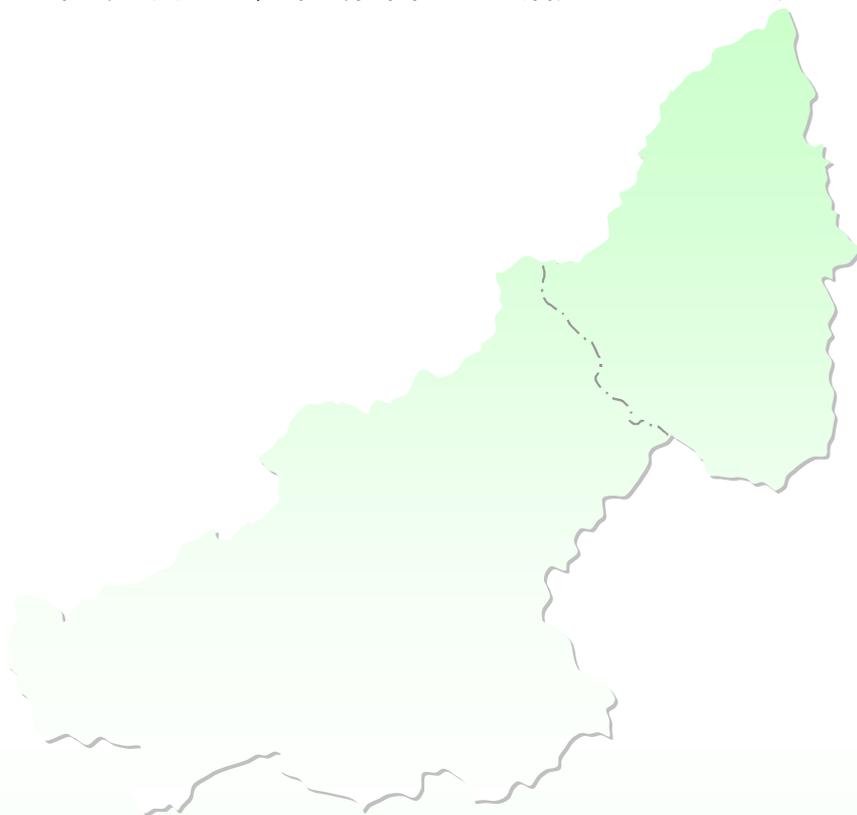


三木市・吉川町 新市まちづくり計画

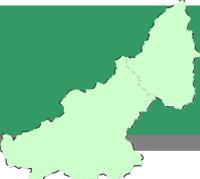
すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして



三木市・吉川町合併協議会

目 次

第1章	序論	1
第2章	新市の概要	9
第3章	住民アンケート調査結果	19
第4章	新市建設の基本方針	21
第5章	新市の施策	29
第6章	公共施設の適正配置と整備	44
第7章	財政計画	45



第1章 序論

(1) はじめに

基礎自治体である市町村は、地域に最も身近な自治体として、住民の生活に密着した施策や地域の特色を活かしたまちづくりなどについて重要な役割を果たしてきました。現在の市町村の枠組みのほとんどが、昭和30年代前後のいわゆる昭和の大合併を経て形成されたものですが、我が国に限らず諸外国においても、基礎自治体の枠組みは、時代や社会経済情勢の変化などに応じて再編を繰り返してきた歴史があります。したがって、市町村の区域や規模は必ずしも普遍的なものではなく、時代の要請に応じて見直しが行われてきたのが実態です。

一方、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政状況の悪化など、現在の市町村を取り巻く環境は著しく変化しており、今後は地域経営の舵取りの仕方によっては、必要な住民サービスの維持や向上が困難となることも予想されています。市町村を取り巻くこうした環境の変化に対応するため、行財政基盤の強化や地域の一体的な整備、行政サービスの維持・向上などを図る上で、市町村合併が重要な課題となっています。

三木市、吉川町においても、様々な困難な状況を打開し、さらに行財政基盤を強化するため市町合併を現実の課題としてとらえる必要があることから、平成16年4月に三木市・吉川町合併協議会が設置され、両市町の合併を協議する場が整えられました。

三木市と吉川町は、加古川の支流である美囊川の流域として地理・自然環境等での一体性を有しており、過去にはいずれも美囊郡に属し、「昭和の大合併」で現在の1市1町の姿になった経緯があります。したがって、行政上のつながりも強く、両市町間の広域行政のほか、税務署や警察署、また、医師会、交通安全協会、学校教育関係などの公共的な団体も三木市と吉川町では一本化になっています。

昭和40年代以降には、神戸や大阪などの大都市近郊のベッドタウンとして宅地開発が進行するとともに、中国自動車道や山陽自動車道などの国土幹線軸が整備され、人口増加や企業進出が続きました。現在では低成長へ移行してきていますが、金物・農業等の地場産業が根つき、緑と自然が豊かな、落ち着いた郊外都市の様相を呈しています。

本計画は、このような地理的・歴史的な一体感が強く、まちづくりに関する様々な面でのつながりや共通点の多い三木市と吉川町において、両市町の合併後のまちづくりの方向性を示すものです。

三木市の紹介

長い歴史を誇り、全国的に知名度の高い金物産業や、良質の酒米（山田錦）*注を中心に、都市近郊の特性を活かした米、ぶどう、レタス、菊など農業生産物を阪神間に出荷する、田園都市として発展してきました。

昭和40年代後半から、神戸市に隣接している地理的条件などにより、市の南東部で大規模な住宅開発が進められ、昭和50年代にかけて人口が急増しました。その後、グリーンピア三木の建設や、三木山ゾーンの整備などにより、文化、スポーツ・レクリエーション機能を備えた「ガーデンシティ」の実現に向けて発展を続けています。

現在では、山陽自動車道が開通し、広域的な交通の要衝として、また、三木震災記念公園や実大三次元震動破壊実験施設の整備により県の広域防災拠点ネットワークの中核地域としても飛躍しようとしています。

指定文化財としては伽耶院等、名所・旧跡としては三木城跡、竹中半兵衛の墓等があり、また、藤原惺窩生誕の地でもあります。また、三木ホースランドパークや、グリーンピア三木、三木山森林公園、金物資料館、道の駅みきなどの観光地のほか、数多くのゴルフ場があります。

吉川町の紹介

酒米（山田錦）の町として全国に知られる豊かな自然に包まれた田園の町で、トマト、ピーマン、ぶどう、黒大豆枝豆などの指定産地でもあります。

昭和49年に中国自動車道吉川インターチェンジが開設され、大阪方面への交通の利便性が飛躍的に改善されたことに伴い、レジャー施設として町内の各所にゴルフ場の立地が進みました。さらに、昭和63年に舞鶴若狭自動車道の開通やJR宝塚線の複線電化も完成し、町内においても「みなぎ台」吉川ニュータウンが開発され、平成7年にまちびらきが行われました。

現在では、平成14年に、「吉川温泉よかたん」、平成16年には「山田錦の館」がオープンし、これらの交流施設を中心に、自然資源・文化資源・人的資源を活用して協働のまちづくりを進めていく「山田錦のさとーよかわ」のCI計画を推進し、阪神北部地域に隣接するまちとして、緑豊かな交流と創造のまちづくりを進めています。

(注) 山田錦: 大正12年に兵庫県立農事試験場において品種改良された酒米で、特に播磨地方で多く栽培されています。

(2) 合併の背景と必要性

三木市と吉川町のつながりと共通性

三木市と吉川町との間のつながりや共通性を整理すると、以下のとおりです。

立地環境に一体性があります

- ・内陸部に位置し、温暖な気候条件を有しています。
- ・加古川の支流である美囊川の流域に位置しています。
- ・比較的緩やかな起伏をもつ丘陵・台地部と、農地を中心とする平野部で構成されています。
- ・中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線が地域を貫通しており、地域全体が国土軸上に位置している恵まれた立地環境にあります。
- ・大阪都心部・神戸都心部から1時間程度の距離にあります。
- ・阪神都市圏に隣接する郊外地域として大規模な宅地開発が進められてきました。

共通の地域資源があります

- ・酒米（山田錦）や京阪神へ出荷する野菜、果実栽培など農業資源が豊富にあります。
- ・両市町とも、豊かな自然を活かしたレクリエーション・レジャー施設が充実しています。
- ・全国有数のゴルフ場の集積地です。
- ・地域特性を活かした各種の集客施設の整備が進んでいます。

まちづくり面での深いつながりがあります

- ・三木市は美囊郡から市制に移行しています。
- ・兵庫県内では北播磨地域に位置し、北播磨県民局管内に属しています。
- ・吉川町から三木市に消防救急業務の委託がなされています。
- ・三木吉川農業共済事務組合が設置されています。
- ・税務署、警察署、健康福祉事務所、土地改良事務所等の同じ管内です。
- ・国会議員、県議会議員の選挙区が同一です。
- ・医師会、歯科医師会、農業協同組合、美容・理容組合、食品衛生組合、交通安全協会、防犯協会等の団体が三木市美囊郡で一本化されています。

行政課題の共通性からみた三木市・吉川町の合併の必要性

現在、両市町の有する行政課題の共通性を踏まえて、合併の背景・必要性を整理すると、以下のとおりです。

本格化する地方分権に対応する必要があります

平成 12 年に施行された地方分権一括法等を契機として、我が国では本格的に地方分権改革が進められようとしています。これからの基礎自治体（市町村）は、国が考えた施策やサービスをそのまま実行するのではなく、自らの判断と責任により、自主的に舵取りを行うことが求められています。

地域住民の満足度を高め、地域の活性化を進めていくためには、様々な政策の立案・実施・評価能力の向上が求められますが、自治体の規模が小さいと、専門的な組織や人材を配置することは難しく、必ずしも十分な自治体経営ができなくなる可能性があります。

本地域の人口は、三木市が 75,350 人、吉川町が 9,486 人（いずれも平成 15 年 10 月 1 日現在の兵庫県推計人口）であり、両市町の合併によって併せて 84,836 人の都市が誕生することとなります。

自治体財政においては、地方交付税算定の際の基準となる人口規模が 10 万人であり、また、10 万人程度が比較的効率的な自治体規模であるともいわれます。三木市・吉川町の合併により都市規模が 10 万人に近づくことから、より一層、行財政体制の強化をはかり、分権時代における効率的な自治体経営の体制を構築することが可能となります。

少子高齢化・社会の成熟化等に的確に対応していく必要があります

本地域でも少子高齢化が進展していますが、今後は働き手である生産年齢人口が減少することから、生産や税収への影響が懸念される一方、高齢者の介護支援やいきがい対策、子育て支援などの各分野において行政ニーズの拡大が予想されます。また、経済成長が進展し、住民の生活レベルが高まってきた中で、住民の価値観や住民ニーズも多様化しており、より高度な行政サービスの提供が求められています。

合併によって、行財政基盤の強化と効率化を図りながら、これからの住民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくことが可能となります。

日常生活圏の広域化に対応していく必要があります

本地域においては、幹線道路網などの都市基盤の整備が進み、また、移動や通信手段が多様化していくなかで、住民の行動範囲は、昭和 30 年代前後までに決められた現在の行政境界をはるかに越え、広域化しています。

従来からも、三木市・吉川町では三木吉川農業共済事務組合の設置や消防救急業務の

委託などの分野では広域的な対応を進めてきました。合併によって、少子高齢化対策や環境政策、地域情報化、教育、公共交通施策、地域活性化など、より一層、サービスの高度化・多様化が求められる各行政分野においても、より広域的な観点からの施策展開を進め、住民ニーズに対応した効率的な行財政運営を推進していくことが可能となります。

都市間競争に対応していく必要があります

国全体での少子・高齢化や経済成長の低迷等の流れの一方、最近では都市再生・都心回帰の動きにより大阪市や神戸市の都心部などへ人口が回帰する傾向が加速しつつあります。そのため、郊外型の住宅開発が進められた三木市・吉川町では、今までのように、地域外からの転入等による人口・雇用増加等を望むことが困難になりつつあります。

産業面においても、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線道路が貫通し、企業・事業所立地に関しては比較的恵まれた環境にありますが、最近では製造業のアジア各国への海外移転が加速したり、国内においても地域間の誘致競争が激しくなるなど、経済・産業活性化に向けての体制の強化が求められています。

合併によるスケールメリットを活かしながら、地域活性化の体制を強化し、新しい産業の創造等に取り組むとともに、山田錦や金物等の地場産業資源や全国有数のゴルフ場など、地域の様々な資源を有効に活用し、相乗効果を発揮することによって、定住人口の増加策や、経済・産業活性化など、地域間競争に対応していくための施策を講じていくことが可能となります。

厳しい財政状況乗り越えていく必要があります

バブル経済期以降、税収入が伸び悩む一方で、社会資本整備や各種公共施設の整備、減税等の経済対策を推進してきた結果、国、地方とも財政状況は極めて厳しい状況になっています。一方、高齢化の進展など、行政に対するニーズは多様化しており、地方自治体はこれまで以上に効率的な行財政の運営を迫られています。

三木市・吉川町においても財政状況は悪化しており、今までの行財政運営のあり方を抜本的に見直していくことが求められています。今後は、少子・高齢化がさらに進み、保健・医療・福祉やいきがい対策といった施策のニーズが増大し、歳出の増加要因となる一方、生産年齢人口の減少に伴う社会・経済活動の沈滞や税収減が危惧され、ますます行財政運営が厳しくなることが想定されます。

両市町の合併を通じて、行政組織のスリム化、議員や職員数の減少による人件費や各種事務経費の削減など、行政コストを一層低減しながら、効率的な行財政運営を進めることが可能となります。

三木市と吉川町の合併に向けて

以上で整理したように、三木市と吉川町の間には行政上の深いつながりをはじめ、立地環境・地域資源に一体性・共通性があるとともに、行政課題についても共通点が数多く見受けられます。このような両市町間でのつながりや共通性を基礎にしながら、合併によって、お互いの抱える行政課題をともに乗り越え、新しいまちづくりを推進していくことが求められます。

三木市・吉川町の合併の背景と必要性

三木市と吉川町をつなぐ・共通性

立地環境の一体性
地域資源の共通性
まちづくり面での深いつながり

三木市と吉川町の共通課題

本格化する地方分権への対応
少子高齢化・社会の成熟化等への対応
日常生活圏の広域化への対応
都市間競争への対応
厳しい財政状況への対応

三木市と吉川町の結び付きや共通性を踏まえつつ、両市町が合併することによって、お互いに共通する課題をともに乗り越えていく必要があります。

(3) 新市建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき策定する新市建設計画について、以下の方針で取り組むものとします。

新市建設計画の趣旨と位置づけ

本計画は、三木市、吉川町の合併後のまちづくりを進めるにあたって、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性の醸成を図るため、望ましい方向や将来像を示すものです。

また、本計画の内容については、合併後の新市において策定される総合計画に引き継がれるものとします。

新市建設計画の内容

() 計画の対象地域

この計画の対象地域は、三木市、吉川町の地域とします。

() 計画の期間

本計画の期間は平成 17 年度から平成 27 年度までの概ね 10 か年とします。

() 計画の構成

本計画における主な策定項目を以下のとおりとします。

- ・新市建設計画策定の背景や方針
- ・新市の概況
- ・住民意向（住民アンケート調査結果）
- ・新市建設の基本方針
- ・新市の施策
- ・公共施設の適正配置と整備
- ・財政計画

計画策定上の留意事項

- (i) 三木市総合計画および吉川町総合計画の内容を踏まえつつ、合併のメリットを活かしながら、新市としての新しいまちづくりの方向性を示す内容とします。
- (ii) 中・長期的な展望に立った新市の望ましい方向性や将来像を提示するとともに、新

市において地域の一体性が十分に醸成され、地域内の均衡ある発展が可能となるような内容とします。

- (iii) 本計画に位置づける施策・事業等については、住民サービスの充実を図るとともに、新市の健全かつ合理的な財政運営を推進する観点から、真に必要とされるものについて選定し、過剰に見積もることのないように留意します。
- (iv) 住民ニーズの反映のしくみや効率的な行財政体制の確立など、地方分権への対応や行財政改革に資するように配慮します。

住民意向の反映

計画の策定過程において、住民アンケート調査の実施や両市町住民への情報提供を積極的に行い、その意向の把握と反映に努めます。

第2章 新市の概要

新市の位置

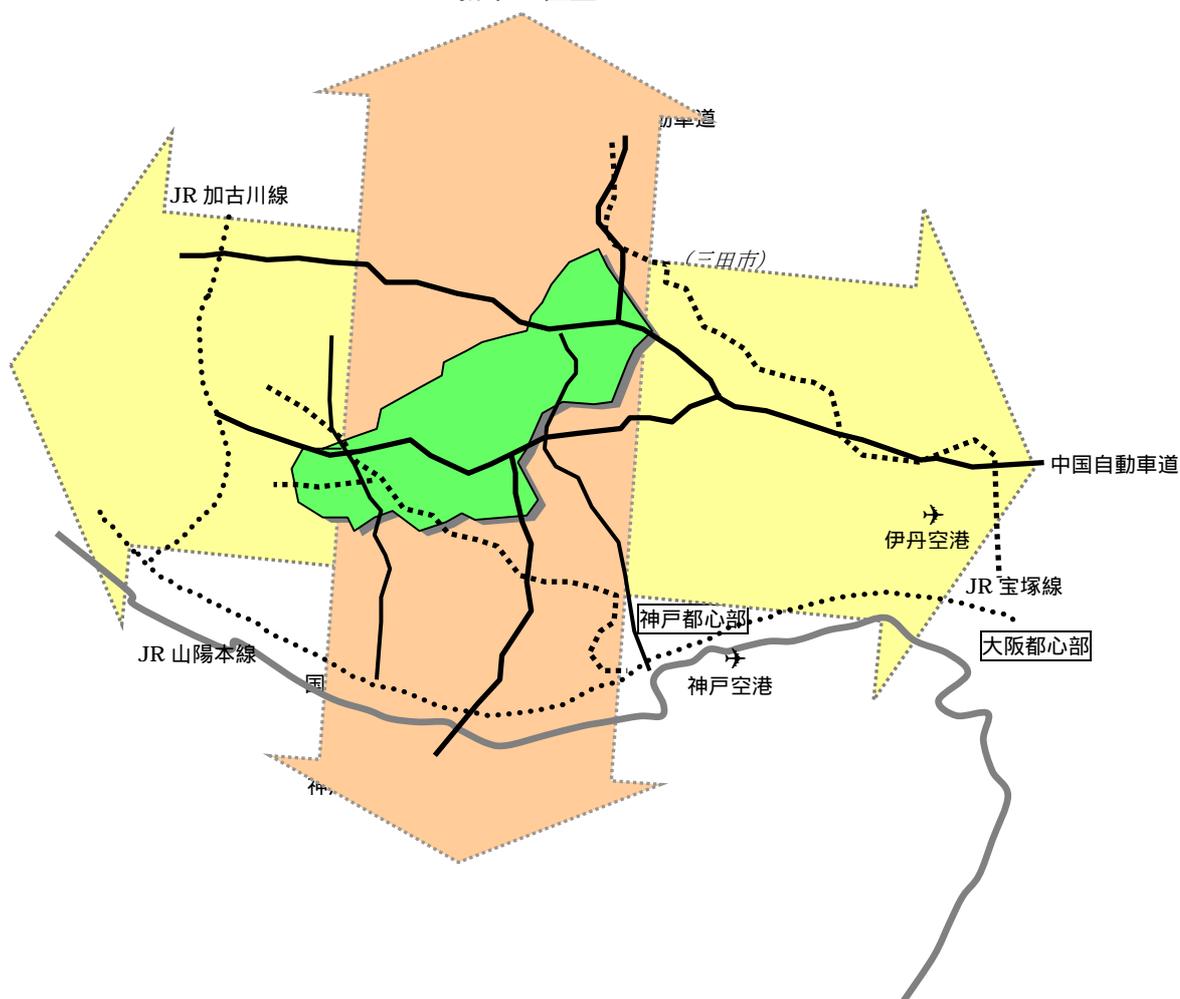
三木市、吉川町の1市1町からなる本地域は、兵庫県南部の内陸部、北播磨地域に位置し、東西方向で約27km、南北方向で約20km、総面積では176.58k m²の広さを有します。

市域の東から南にかけては神戸市、北から西にかけては東条町と小野市、西には加古川市と稲美町、北から東にかけては三田市とそれぞれの市町に隣接しています。

市域には、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線道路が貫通するなど、国土幹線軸上に位置しており、恵まれた立地環境にあります。

鉄道は、市域の南部では神戸電鉄粟生線が神戸都心部へ、三木鉄道が加古川市方面へ接続しています。また、北東部（吉川町域）については、隣接するJR宝塚線の利用が可能であり、阪神地域や大阪都心部へ接続しています。

新市の位置

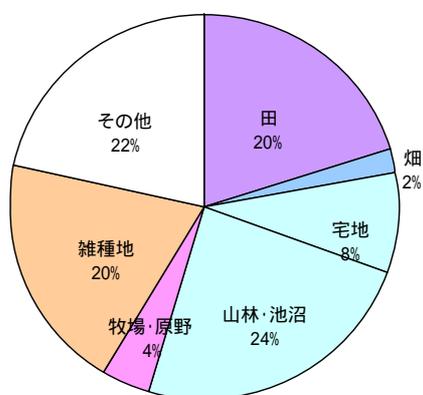


新市の地形・地理

加古川支流の美囊川の流域に位置し、美囊川周辺の平野部と標高 100～200m程度のなだらかな丘陵・台地部で構成されています。平野部は市街地や農地で構成されており、丘陵・台地部では、緑豊かな自然環境が保全されるとともに、優れた環境・景観を活かしたレクリエーション施設の立地や宅地整備等の活用が行われています。

本地域の気候は、温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内式気候に属しており、年間平均気温は 15.2℃（三木での過去 5 年間の平均）、年間平均降水量は 1,121mm（三木での過去 5 年間の平均）となっています。

土地利用の状況



(資料：平成 14 年度兵庫県統計書)

三木市・吉川町の経緯

三木市は、昭和 26 年、美囊郡三木町が久留美村を編入、昭和 29 年 6 月 1 日には別所村、細川村、口吉川村と合併して市制を施行し、兵庫県で 16 番目の市として発足ののち、同年 7 月 1 日には美囊郡志染村と合併して、現在の三木市が誕生しました。

吉川町は、昭和 30 年 7 月 1 日、美囊郡奥吉川村、中吉川村、北谷村が合併して町制施行し、現在の吉川町が誕生しました。

三 木 市	吉 川 町
昭和 26 年 美囊郡三木町が美囊郡久留美村を編入 昭和 29 年 6 月 1 日に美囊郡別所村、細川村、口吉川村と新設合併して市制を施行 7 月 1 日には美囊郡志染村と合併（新設合併） 現在に至る	昭和 30 年 美囊郡奥吉川村、中吉川村、北谷村が新設合併して町制を施行 現在に至る

新市の人口動態

平成 15 年 10 月 1 日における人口（兵庫県推計人口）は、三木市が 75,350 人、吉川町が 9,486 人、合計で 84,836 人となっています。

三木市では昭和 40 年代から 50 年代にかけて、宅地開発による大量の人口流入があり、その後も増加傾向が続いていましたが、平成 9 年をピークに最近では微減傾向にあります。

吉川町は平成 9 年までは概ね横ばい傾向が続いていましたが、平成 12 年にかけてはニュータウン（みなぎ台）の開発等により人口が大幅に増加しました。

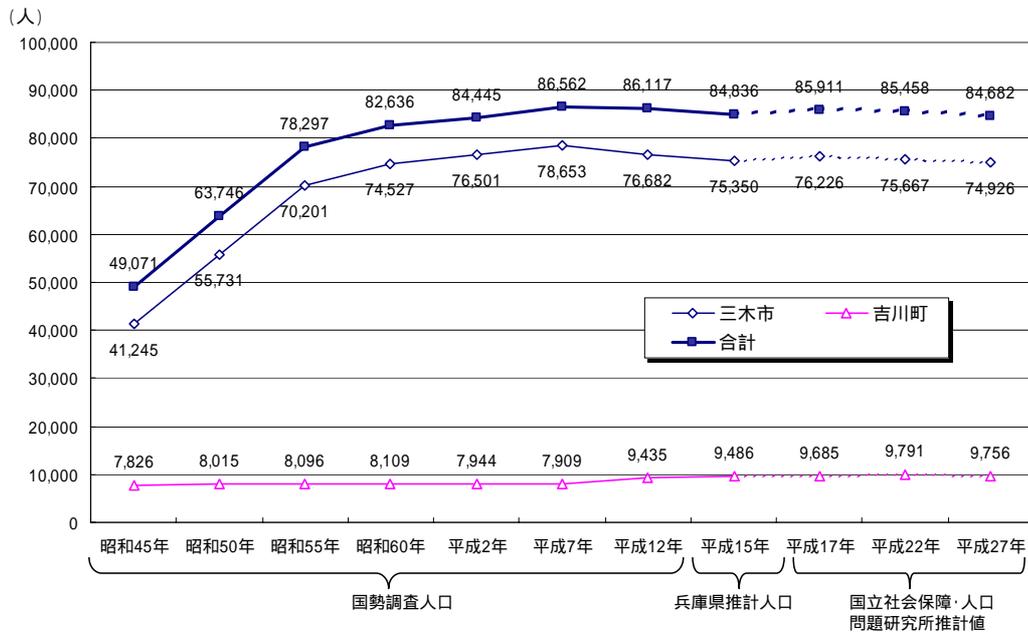
年代別の人口構成をみると、近年、一貫して少子化・高齢化が進んでおり、両市町の老年人口（65 歳以上）比率は平成 12 年時点で 17.9%、一方、年少人口（0～14 歳人口）比率は 14.4%となっています。

【将来推計】

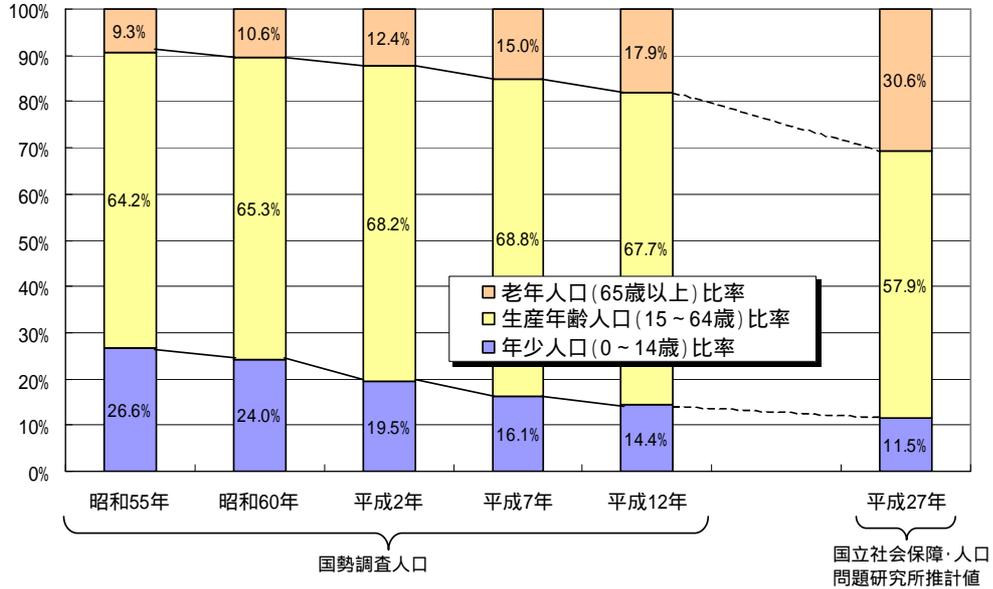
国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 15 年 12 月）によると、今後の人口については両市町とも横ばい、ないしは微減傾向になるものと予測されています。

同じく、世代別にみると、平成 27 年には両市町の老年人口（65 歳以上）比率は 30.6%まで上昇する一方、年少人口（0～14 歳人口）比率は 11.5%まで低下することが予測されています。

三木市・吉川町の人口の推移と将来推計



両市町の人口構成の推移と将来推計



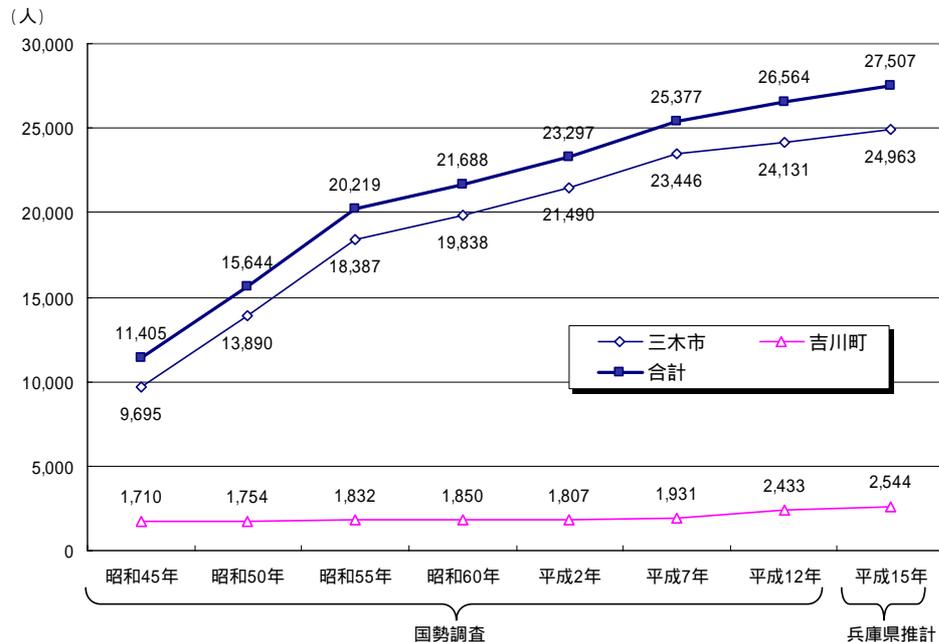
新市の世帯動態

世帯数については、平成15年10月1日現在（兵庫県推計）で、三木市が24,963世帯、吉川町が2,544世帯、合計で27,507世帯となっています。

三木市では昭和40年代から50年代にかけて、大規模な宅地開発により大量の世帯増加がみられました。その後も、核家族化の影響等もあり、増加傾向が続いています。

吉川町は平成7年までは微増傾向が続いていましたが、平成12年にかけては、ニュータウン（みなぎ台）の開発等により世帯数が大幅に増加しています。

三木市・吉川町の世帯数の推移



新市の産業・経済動向

両市町の産業資源としては、酒米（山田錦）や、三木市の金物産業などの地場産業が全国的な知名度を有するとともに、都市近郊地域としての農作物栽培が盛んであり、また、国土幹線上の立地環境を活かした各種製造業等の事業所立地が進んでいます。ゴルフ場や各種レクリエーション施設等の観光、集客資源も豊富です。特に、酒米（山田錦）は合併によって名実ともに日本一の質と量を誇ることとなります。

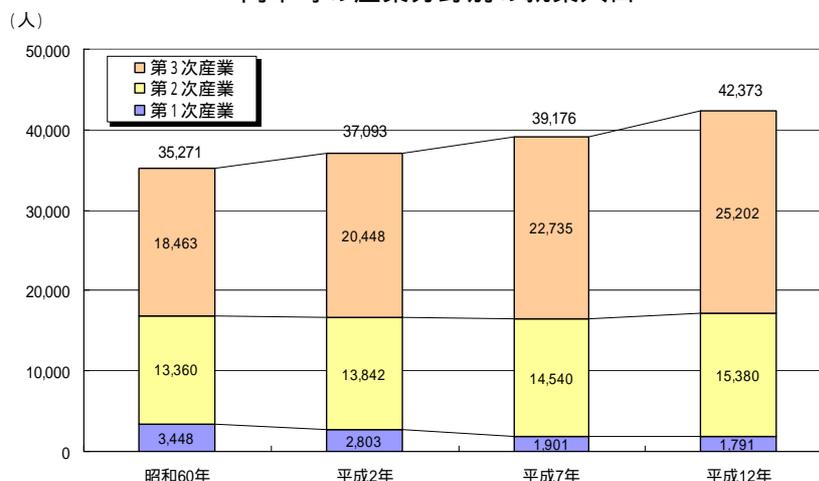
雇用環境をみると、平成12年時点での両市町の就業者数は42,373人であり、うち第3次産業が半数以上を占めています。近年では、全国的な傾向と同様、商業・サービス業等の第3次産業の割合が一貫して高まっており、一方、農業・林業等の第1次産業、および製造業・建設業等の第2次産業の割合は低下しています。

また、両市町における総生産額も同様の傾向を示しており、特に近年では第2次産業の低下傾向が大きくなっています。

三木市・吉川町の主な産業資源・集客資源

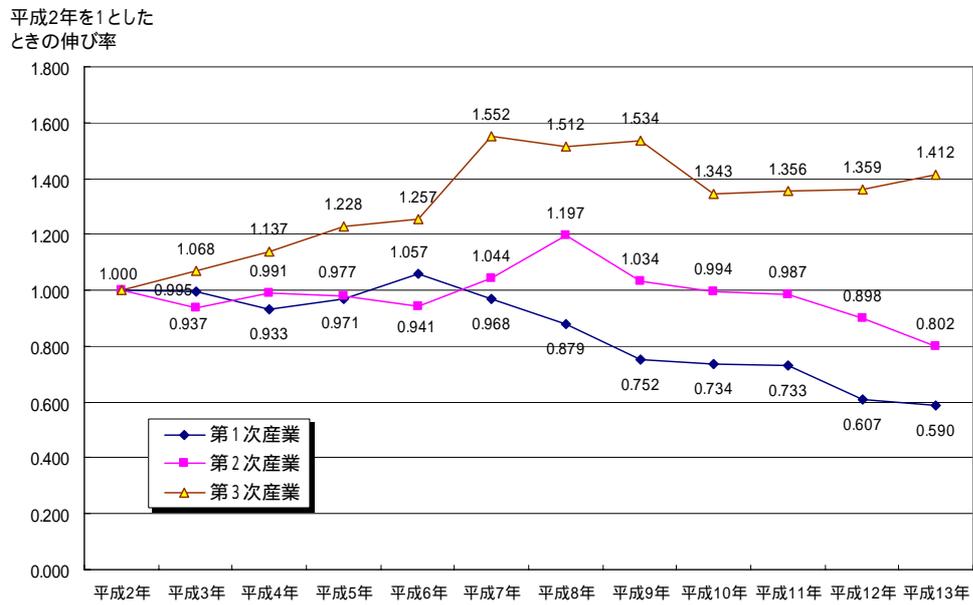
三 木 市	吉 川 町
<ul style="list-style-type: none"> ・金物産業 ・酒米（山田錦） ・ぶどう、大豆、なす、レタス、菊等の農作物 ・観光農園 ・三木工場公園 ・ひょうご情報公園都市 ・観光・レクリエーション資源 (ゴルフ場、グリーンピア三木、三木山森林公園、三木ホースランドパーク、三木城跡、道の駅みき、三木震災記念公園等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒米（山田錦） ・ぶどう、トマト、ピーマン、黒大豆枝豆等の農作物 ・観光農園 ・観光・レクリエーション資源 (ゴルフ場、よかわウォーターパーク、吉川温泉よかたん、山田錦の館等)

両市町の産業分野別の就業人口



(資料) 国勢調査

両市町の産業分野別の市町内総生産額の推移（平成2年を1としたときの伸び率）

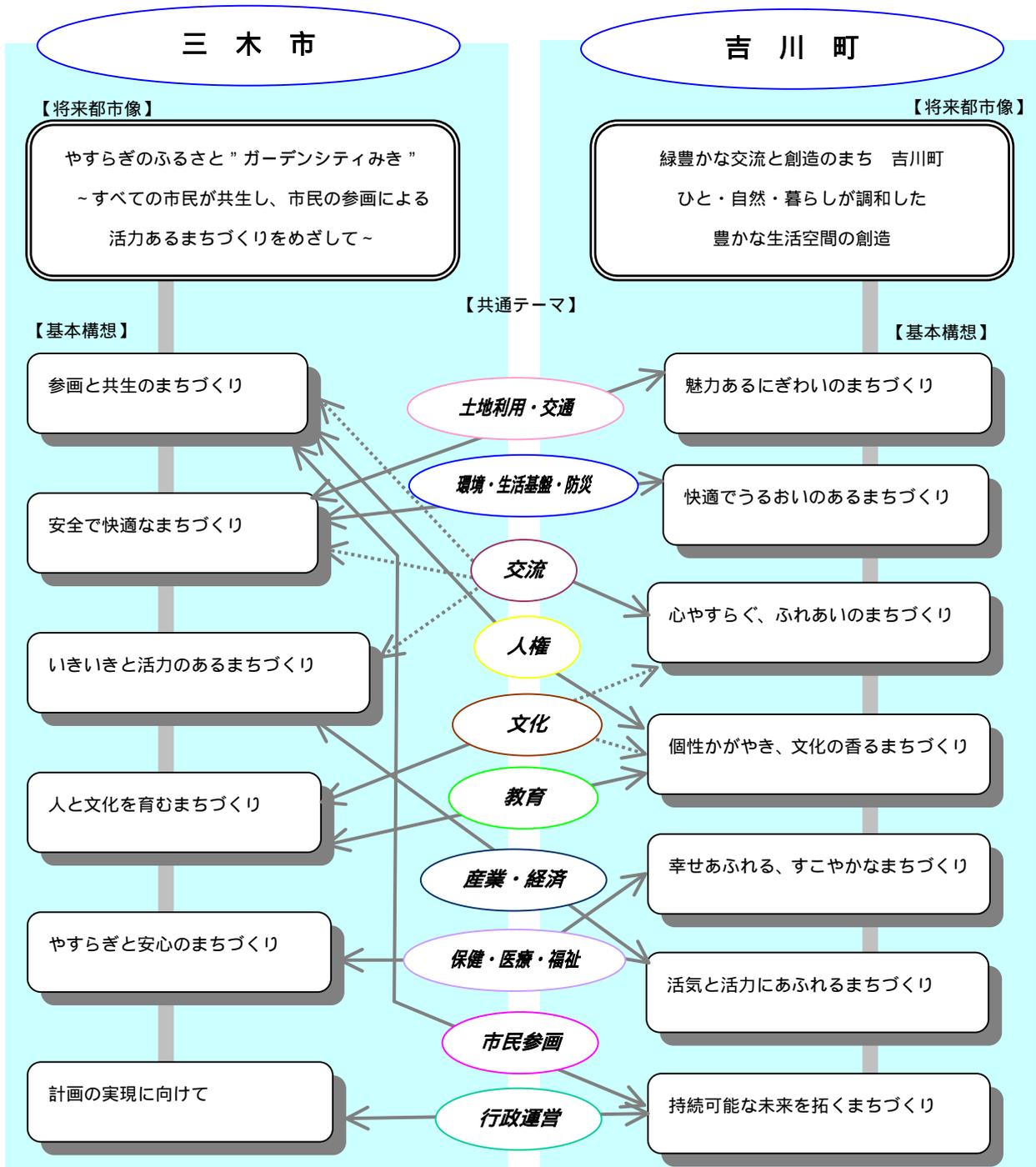


(資料) 兵庫県市町民経済計算

両市町のまちづくりビジョン

下図では、三木市と吉川町の総合計画の体系を比較し、両市町での共通テーマをくくり出しました。両市町とも、概ね共通のテーマによって構成されていることがわかります。

三木市では、第一の柱として「参画と共生のまちづくり」を掲げ、市民参画や人権施策を打ち出しているのが特徴的です。吉川町では三木市よりも1項目多い7本の柱立てであり、「魅力あるにぎわいのまちづくり」として土地利用や交通施策を、また「心やすらぐ、ふれあいのまちづくり」として文化施策や市民交流施策をまとめているのが特徴的です。



公共施設整備等の状況

両市町とも、教育・文化、保健・医療・福祉等をはじめ各種の公共施設整備が進められており、図書館や公立病院については三木市においてのみ整備されています。今後は、住民ニーズに対応しながら、新市全体の観点に立った既存施設の有効活用や、老朽化した施設の維持・更新に努めていく必要があります。

下水道等による生活排水処理率が三木市では82.7%、吉川町では82.3%となっているなど、各種の都市基盤については一定程度の整備が進められています。新市においては、住民ニーズや行財政状況を踏まえながら、残事業を推進していくとともに、既存の都市基盤の活用や維持・更新を推進していく必要があります。

公共施設等の状況

公共施設名		三木市	吉川町
教育・文化等	小学校（市町立）	13校（13校）	4校（4校）
	養護学校（市町立）	1校（1校）	0校（0校）
	中学校（市町立）	7校（7校）	1校（1校）
	高等学校（市町立）	3校（0校）	1校（0校）
	保育所（市町立）	13箇所（3箇所）	1箇所（1箇所）
	幼稚園（市町立）	14箇所（13箇所）	2箇所（2箇所）
	公民館（市町立）	8箇所（8箇所）	2箇所（2箇所）
	体育館（市町立）	5箇所（3箇所）	2箇所（2箇所）
	図書館（人口一人当たり蔵書数）	1箇所（1.8冊）	0箇所（－）
	美術館（市町立）	1箇所	0箇所
保健・医療・福祉等	病院（市町立）	6箇所（1箇所）	1箇所（0箇所）
	診療所（市町立）	103箇所（1箇所）	4箇所（0箇所）
	特別養護老人ホーム（定員数）	3箇所（218人）	1箇所（60人）
	養護老人ホーム（定員数）	1箇所（50人）	0箇所（－）
	ケアハウス（定員数）	3箇所（60人）	1箇所（15人）
	老人保健施設（定員数）	2箇所（150人）	0箇所（－）
	通所介護事業所	9箇所	1箇所
在宅介護支援センター	9箇所	1箇所	
老人福祉センター	2箇所	1箇所	
基盤整備	道路改良率	59.4%	49.1%
	道路舗装率	90.5%	85.3%
	上水道等普及率	99.8%	99.7%
	ごみ処理実施率	100.0%	100.0%
	生活排水処理率	82.7%	82.3%
	都市公園等（人口一人当たり面積）	90（7.6㎡）	10（12.4㎡）

（資料：施設整備は平成16年4月現在、基盤整備は平成15年3月31日「公共施設状況調」より）

財政状況

財政力の強弱を示す財政力指数については、両市町とも1.0以下であり、最近では税収減等の影響により低下傾向にあります。また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率は、三木市では平成14年度には92.4%にまで高まっており、財政の硬直化が進んでいるといえます。一方、吉川町では82.5%とやや低い数値となっています。

歳出に占める公債費の割合を示す公債費比率や起債制限比率についても、両市町とも近年では増加傾向にあります。一方、自治体の「貯金」ともいえる積立金については、近年では低下傾向にあります。

このように、両市町とも財政状況は厳しくなりつつあります。国では、税、補助金、地方交付税のあり方を見直す三位一体の改革が進められていますが、地方交付税等の削減が先行して進められていることもあり、今後は財政運営がより一層厳しくなることが予想されます。

合併によって、一定の経費削減効果等が期待できるものの、1市1町の合併という最小単位の合併では、3団体以上の合併と比べて削減効果は必ずしも大きくはありません。そのため、新市のまちづくりを推進していくための力強い行財政の基盤を構築し、合併効果だけに止めることなく財政の効率化を徹底していく視点が欠かせません。

三木市の決算状況

項目 \ 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数（過去 3 年平均） ^(注 1)	0.77	0.74	0.72	0.71	0.70
経常収支比率 ^(注 2)	87.5%	91.0%	92.5%	92.4%	92.8%
実質収支比率 ^(注 3)	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	1.0%
公債費比率 ^(注 4)	18.5%	20.3%	20.8%	21.9%	22.7%
起債制限比率 ^(注 5)	11.9%	13.2%	13.9%	14.3%	14.4%
積立金現在高	4,700,054 千円	8,472,183 千円	8,005,690 千円	7,785,993 千円	7,808,760 千円
地方債現在高	38,907,073 千円	41,328,514 千円	40,582,848 千円	40,011,361 千円	38,813,311 千円

吉川町の決算状況

項目 \ 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数（過去 3 年平均）	0.63	0.63	0.62	0.63	0.64
経常収支比率	75.3%	77.7%	79.7%	82.5%	82.1%
実質収支比率	9.3%	8.7%	2.5%	1.8%	2.0%
公債費比率	8.8%	8.9%	11.0%	15.0%	15.8%
起債制限比率	4.8%	4.9%	6.2%	7.9%	9.3%
積立金現在高	4,840,809 千円	4,629,099 千円	4,415,692 千円	4,532,994 千円	4,313,905 千円
地方債現在高	4,801,425 千円	5,067,483 千円	5,511,505 千円	5,376,233 千円	5,713,777 千円

(注 1) 「財政力指数」とは、市町村の財政力の強弱を表すもので、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合で示されます。財政力指数が「1」に近いほど財政力が強いことになり、「1」を超える市町村は財源に余裕があると見なされ、普通交付税が交付されません。「1」を下回る市町村には不足分だけ、普通交付税が交付されます。

(注 2) 「経常収支比率」とは、財政運営の弾力性を判断しようとする指標であり、人件費や公債費などの義務的経費に地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源が、どの程度充当されているかを示す比率で表されます。一般的に都市では 75%、町村では 70%程度が妥当と考えられています。

(注 3) 「実質収支比率」とは、当該年度の実質収支を標準的な財政規模で割った比率であり、通常は 3%から 5%程度が望ましいとされています。

(注 4) 国や金融機関等から借り入れた地方債を返済するための経費（元金と利子）を公債費といい、公債費の一般財源に占める割合を「公債費比率」といいます。

(注 5) 「起債制限比率」とは、公債費比率と同様、公債費負担の程度を示す指標ですが、公債費については地方交付税により措置される分があるため、この措置分を除いて算出されるものです。14%を超えると公債費負担適正化計画の策定・実行が義務づけられ、20%以上になると起債の制限を受けます。

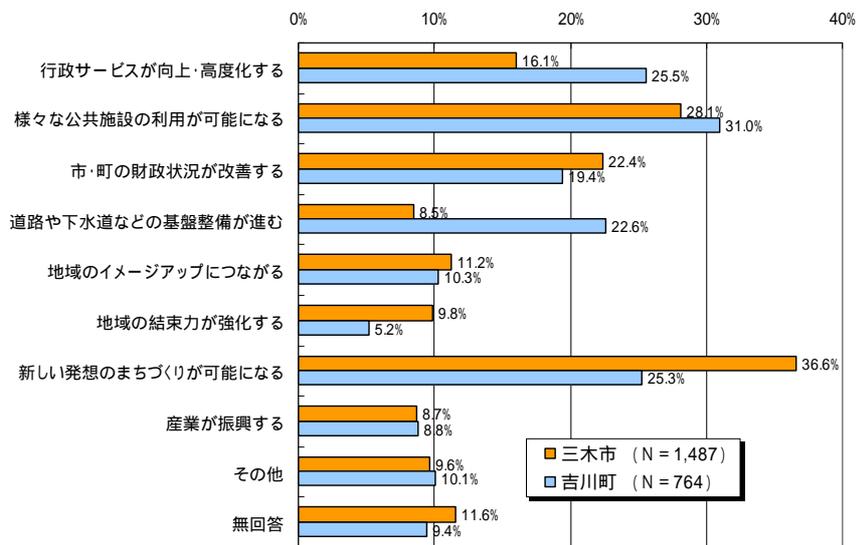
第3章 住民アンケート調査結果

平成16年4月から5月にかけて三木市・吉川町の住民5,000人を対象にした住民アンケート調査結果を実施しました。以下では主な結果について整理します。

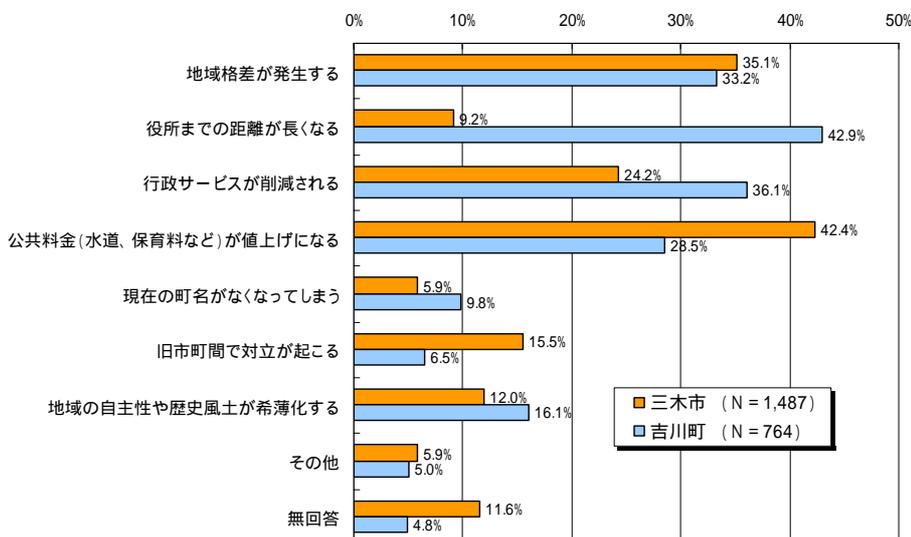
「合併への期待」としては、新しい発想のまちづくりが可能になる、様々な公共施設の利用が可能になる、行政サービスが向上・高度化する、などの回答が多くなっており、住民の期待に応えるまちづくりを進めていく必要があります。

「合併への不安」としては、役所までの距離が長くなる、公共料金が値上げになる、地域格差が発生する、などの回答が多くなっていますが、新市のまちづくりでは住民の不安を解消できるような施策を講じる必要があります。

合併への期待



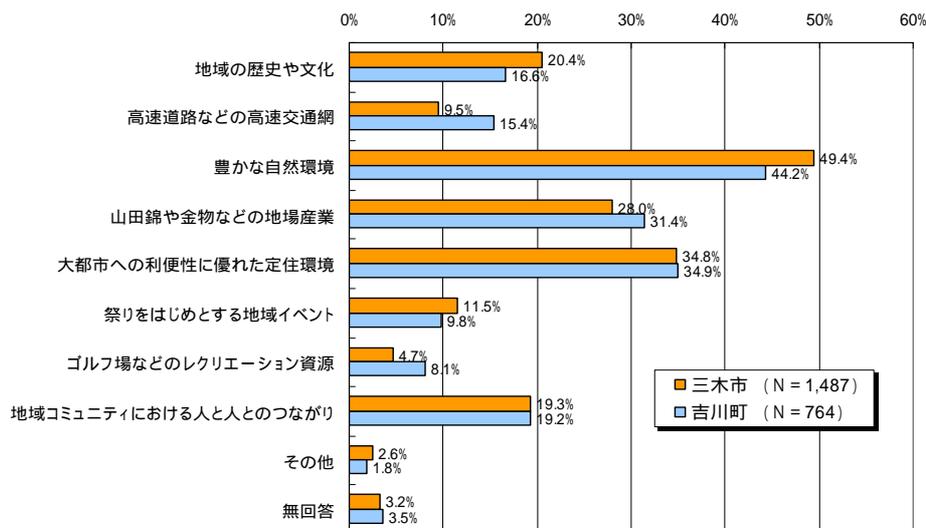
合併への不安



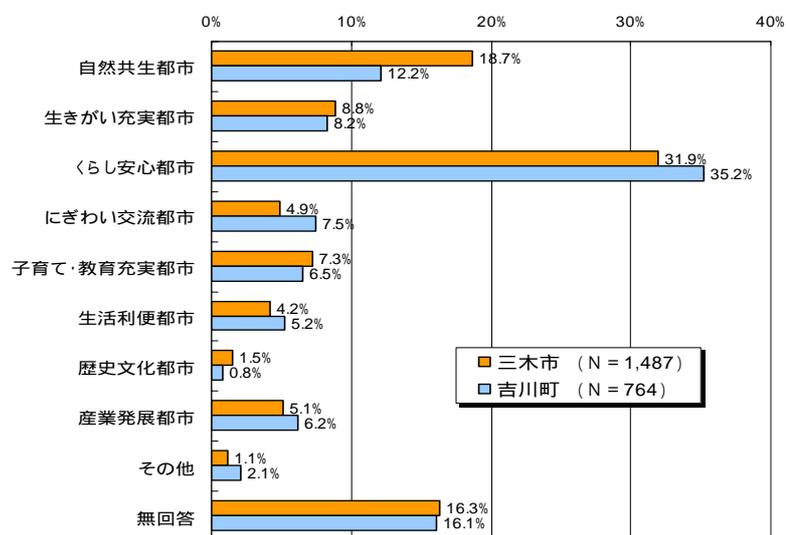
「まちづくりに活かすべき資源」として、豊かな自然環境や利便性に優れた定住環境、地場産業等を挙げる回答が多くなっており、新市のまちづくりにおける活用策が求められます。

「重点的に取り組むべき課題」としては、医療・福祉や公共交通、身近な行政窓口、防災・防犯など、生活に密着したサービスの充実を求める回答が多くなっています。

まちづくりに活かすべき地域資源



重点的に取り組むべき課題



第4章 新市建設の基本方針

1. 前提条件

三木市と吉川町が合併することにより、お互いが抱える行政課題をともに解決し、乗り越えていくことを主旨としており、本計画においては三木市・吉川町の全域を対象にして、合併後の新市全体のまちづくりの基本方針を示すものとします。

基本的には、三木市のまちづくりの長期ビジョンである「やすらぎのふるさと『ガーデンシティみき』」をベースとしながら、吉川町のビジョンである「緑豊かな交流と創造のまち」を織り込みつつ、さらに住民アンケート調査結果等から分析された住民ニーズ等も踏まえ、新市のまちづくりの方針を示すものとします。

2. 新市の将来像

(1) 新市の将来都市像

「やすらぎのふるさと”ガーデンシティみき”」

～すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして～



(2) 新市の将来目標

新市の将来像を達成するため、まちづくりの将来目標を次のとおり設定します。

新市を、名実ともに北播磨内陸地域の拠点都市とするため、「ガーデンシティ」にふさわしい都市基盤の整備や多自然居住環境の保全を図るとともに、快適で安心のふるさととして災害に強い防災都市をめざしながら、ふるさとの歴史や地域資源を生かした個性が響きあうまちづくりと市民自らが生きがいを見出せる参画と協働社会の構築を新市のまちづくりの重点目標とします。

3 . 新市建設の基本方針

新市の将来目標を達成するため、新市の基本方針を以下のとおり設定します。

(1) 定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

生活環境面に係る三木市と吉川町の共通課題としては、人口減少や少子・高齢化対策などの人口問題、分野別では医療・福祉や防災・防犯、交通等の施策の充実等、多岐にわたっています。

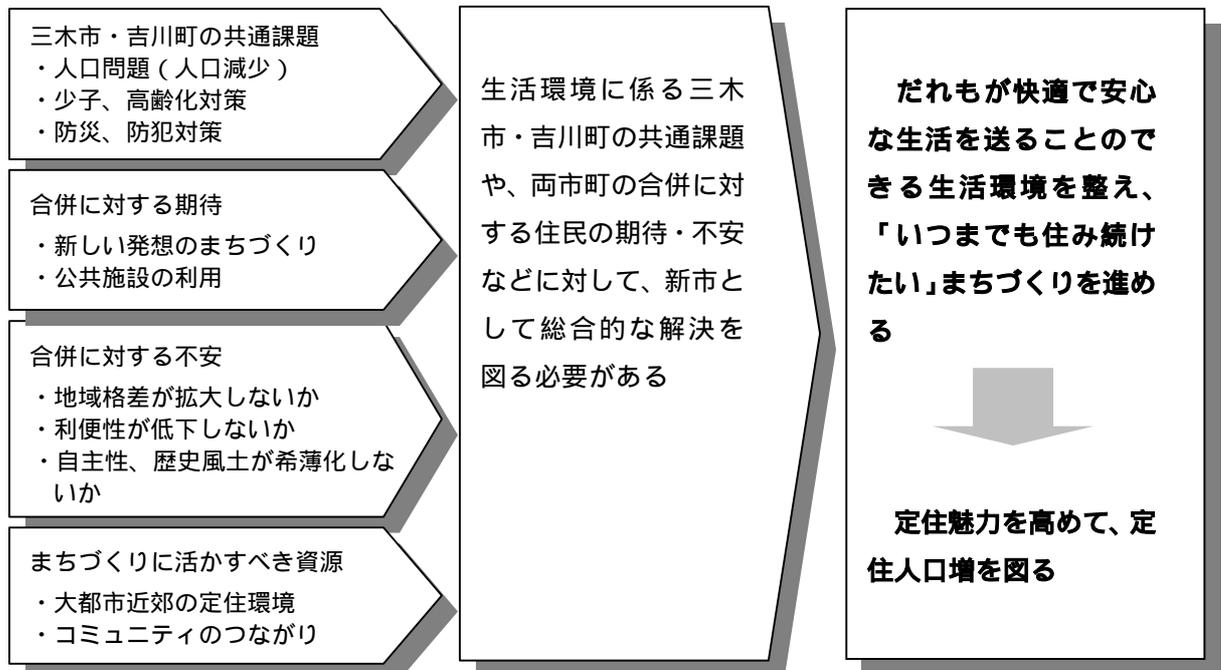
合併にあたっては、新しい発想のまちづくりや既存公共施設の有効利用などが期待されている一方、合併によって地域格差が拡大しないか、利便性が低下しないか、地域の自主性、歴史風土が希薄化しないか、などが懸念されています。加えて、新市においては、活用すべき地域資源として、大都市地域近郊の定住環境や、コミュニティにおける人と人とのつながりを活かした施策の展開が求められています。

このような生活環境に係る三木市・吉川町の共通課題や、両市町の合併に対する住民の期待・不安などに対して、新市として総合的な解決を図ることにより、だれもが快適で安心な生活を送ることのできる「いつまでも住み続けたいまちづくり」を目指すとともに、定住魅力を高めて、地域外からの転入を活性化させるなど定住人口の増加を促進します。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

【まちづくりの基本課題】

【まちづくりの方針】

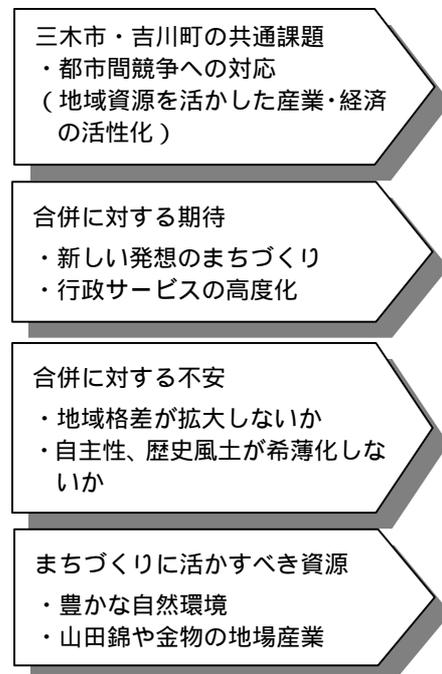


(2) 人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

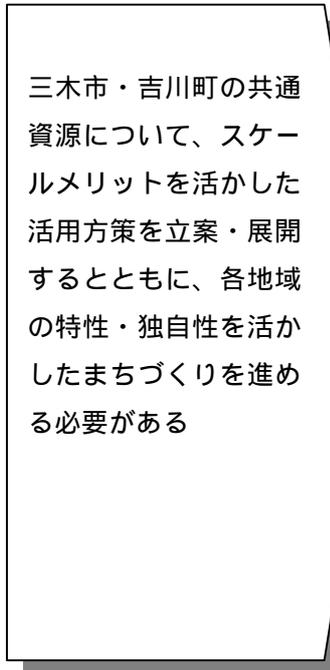
都市間競争が激しくなるなかで、三木市・吉川町ともに、特色ある地域資源を活かした産業・経済の活性化が求められています。豊かな自然環境、山田錦や金物などの地場産業などの三木市・吉川町の共通資源について、合併によるスケールメリットを活かした活用方を立案・展開するとともに、各地域の特性・独自性を活かしたまちづくりを進め、人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくりを目指します。

また、新市においては山陽自動車道、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道等が利用できる要衝ともなるため、これらを有効に活用したまちづくりにも努めていきます。

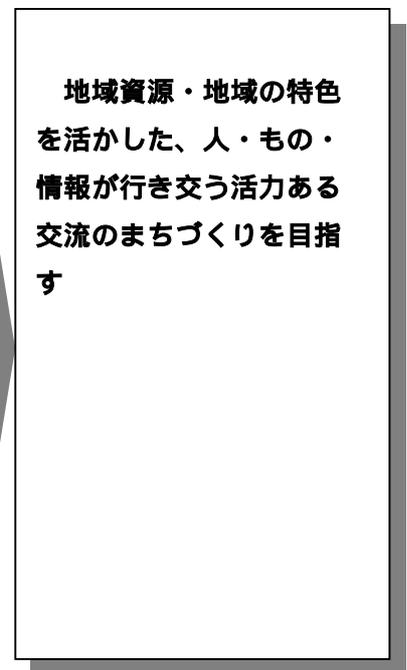
【新市の概況や住民アンケート調査から】



【まちづくりの基本課題】



【まちづくりの方針】



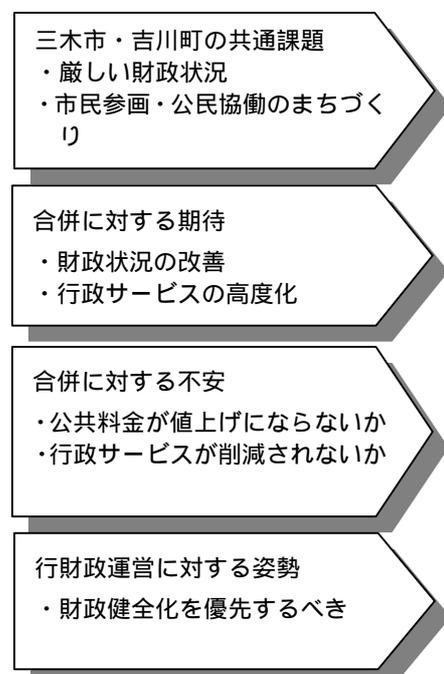
(3) 次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

三木市・吉川町ともに、今後とも厳しい財政状況が予測されています。合併に対しては、財政状況の改善、行政サービスの高度化が期待されている一方、合併によって公共料金が値上げにならないか、行政サービスが削減されないか、などの懸念も指摘されています。

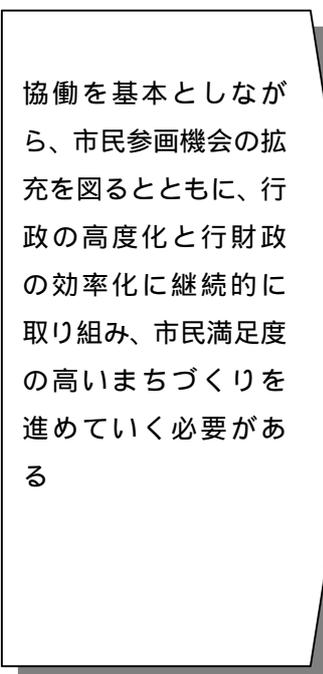
また、新市においては、合併効果による経費削減を進めるとともに、市民のニーズに対応した市民満足度の高いまちづくりを推進していく必要があります。

そのためには、市民参画や協働のまちづくりを徹底していくとともに、行財政運営の高度化・効率化に不断に取り組み、次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくりを進めることが求められます。

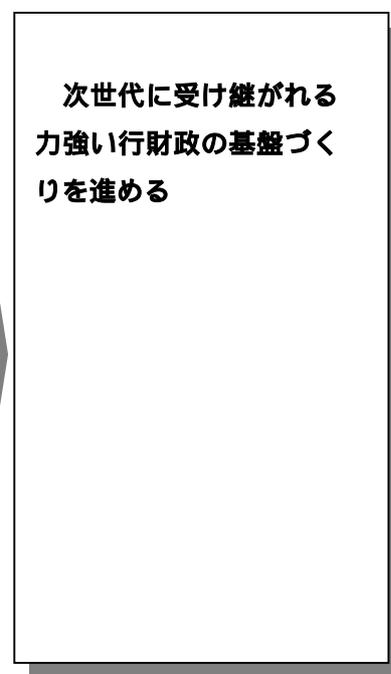
【新市の概況や住民アンケート調査から】



【まちづくりの基本課題】



【まちづくりの方針】



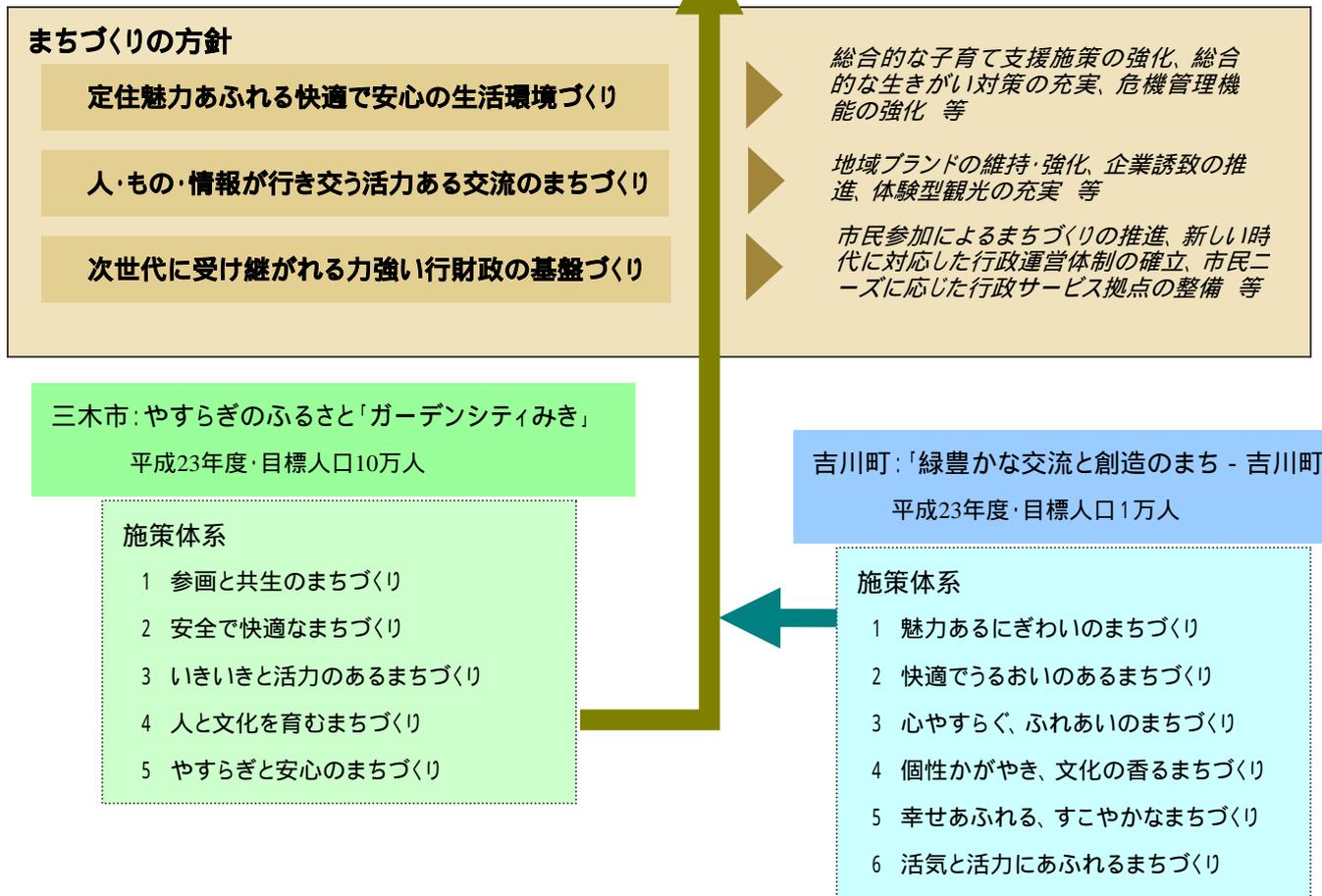
新市建設にあたっては、以上に掲げた、

- (1) 定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり
- (2) 人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり
- (3) 次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

の3点を基本に、三木市・吉川町の共通課題を解決するとともに、新市としての新たなまちづくりに取り組み、10年後に「合併してよかった！」とだれもが実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくりを進めます。

新市建設の基本方針（総括）

10年後にだれもが「合併してよかった！」と実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくり



4．吉川町域のまちづくりの方針

新市における吉川町域の位置付け

新市の北東部に位置する吉川町域については、吉川町新総合計画の将来都市像である「緑豊かな交流と創造のまち」を受け継ぎながら、新市での「緑と憩いの交流エリア」に位置付けるとともに、地域文化創造拠点の整備を通じて、暮らしに根づく文化を背景に、地域性を活かしたまちづくりを進めていくことを基本とします。

そのため、山田錦や里山環境をはじめとする自然資源、文化資源やネットワークを含めた人的資源などの豊かな地域資源を十分に活かしながら、新市の東の玄関口として地域外との交流の促進を図るほか、定住環境や都市魅力の向上を目指したまちづくりを進めていきます。

まちづくりの方向性

新市建設の基本方針に沿って、吉川町域のまちづくりの方向性を示します。

定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

吉川町域には、多自然居住空間である集落・市街地とともに、近隣都市の郊外住宅地としてのニュータウン（みなぎ台）が整備されています。現在の居住者のみならず、今後の新たな吉川町域への転入者も含め、だれもが便利で快適・安心の暮らしを送れるように、都市基盤の整備や各種行政サービスの確保・充実、日常的な交通環境の確保・充実など、定住魅力の拡充に努めていきます。

人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

新市においては、中国自動車道により兵庫県内陸部地域、舞鶴若狭自動車道により兵庫県北部地域との連携が新たに強化されることから、より一層広域的な交流の推進を図ることが可能となります。また、新市の都市核や山陽自動車道等とのネットワークを充実するとともに、さらなる交流の促進をめざして隣接都市へのネットワークも充実させます。

さらに、山田錦や豊かな緑・里山環境、ゴルフ場などの地域の自然資源や書道（上田桑鳩）、郷土芸能などの文化資源を活用しながら、新市のさまざまな交流を活発にするように、地域活性化施策を展開していきます。

次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

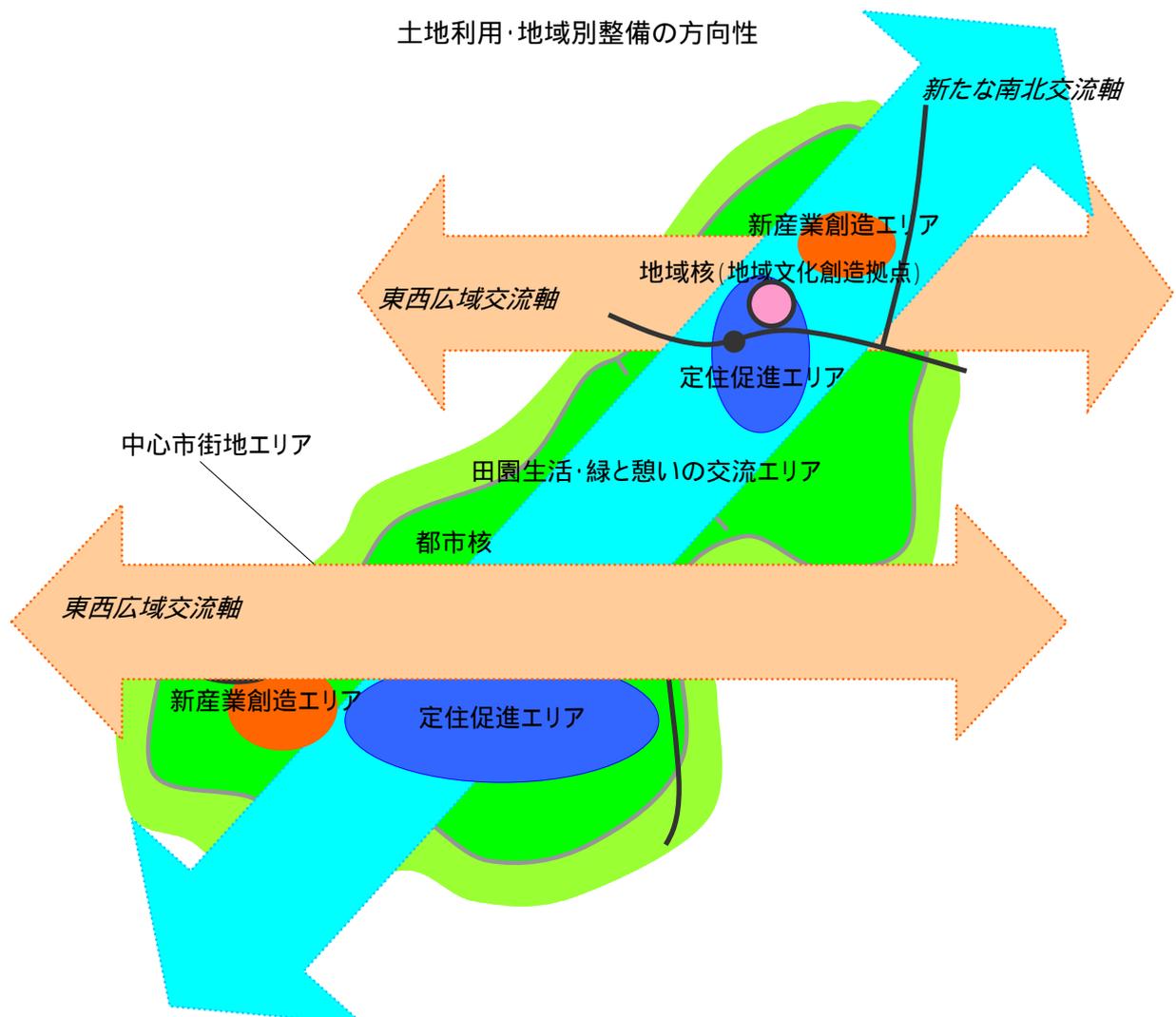
吉川町では従来から CI（コミュニティ・アイデンティティ）事業をはじめ、地域の独自性を活かしたまちづくりを推進してきました。新市においても協働のまちづくりを基本として、地域住民の参加を得ながら、吉川町域の個性・独自性を活かしたまちづくりや住民参加のしくみづくりを進めていきます。

5 . 土地利用・地域別整備の方向性

新市においては、地理的条件や土地利用の現況、および開発動向等を踏まえて、市域全体を「田園生活・緑と憩いの交流エリア」と位置づけるとともに、中枢的な都市機能が集積し、全市の中核となる「中心市街地エリア」、新しい産業の立地を進める「新産業創造エリア」、新たな人口流入を呼び込む核となる「定住促進エリア」を設定します。また、各地域の特性・特色を活かすために、それぞれの地域において地区拠点の整備を進めます。

特に、吉川町域については、新市の東の玄関口としての位置づけをする一方、口吉川町、細川町域を含め、独自の地域資源を有効に活用しながらその特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、新市北部の地域文化創造拠点として位置づけます。

一方、全市的な観点から一体性を確保するため、東西方向の広域交流軸に加えて、新たな南北交流軸を設定し、それぞれのエリアとの交流を促進させる基盤整備を進めるとともに、教育、文化、生活などが共有できる多様な都市機能の充実を図ります。



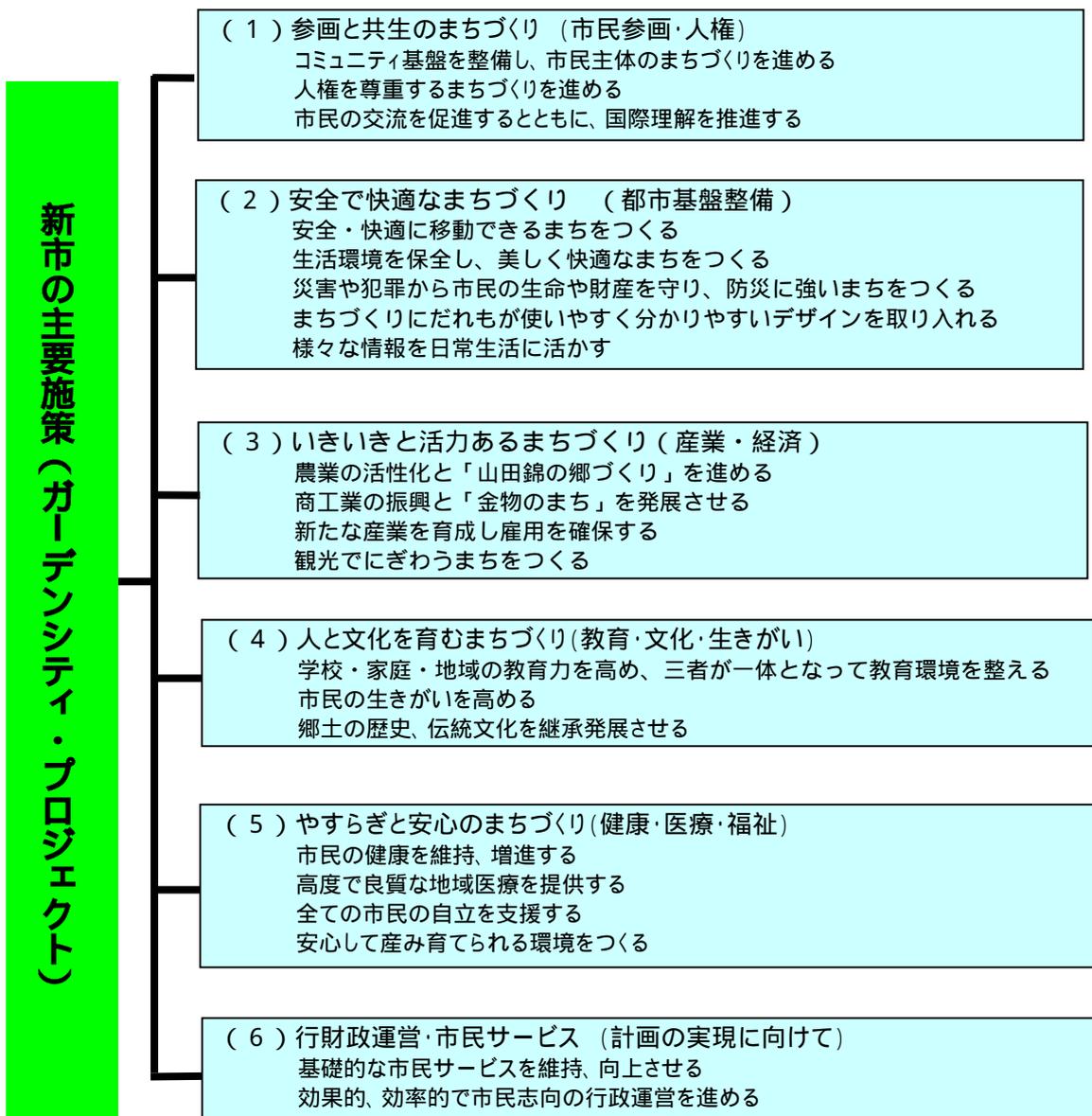
土地利用・地域別整備の方向性

エリア・拠点	整備の方向
<p>●田園生活・緑と憩いの交流エリア</p>	<p>新市の平野部、および丘陵部からなるエリアです。農業の振興や田園景観の保全を進めるとともに、酒米（山田錦）、花き、その他農産物などの地域資源活用の活性化や田園生活基盤の充実をはかり、職・住・遊のバランスのとれた地域整備を進めます。</p> <p>また、同地域の丘陵・台地部、および美囊川沿い等の平野部からなるエリアでは、大部分が宅地造成工事規制区域となっていますが、緑豊かな自然資源や里山の景観を保全していくとともに、農業の振興やゴルフ場をはじめとするスポーツ・レクリエーション施設が集積していることから、これらを生かした交流活性化を進めるエリアとしても整備を進めます。</p>
<p>●中心市街地エリア / 都市核</p>	<p>三木地区周辺の、商工業や公的機関等の都市機能が集積するエリアです。新市全体での中枢的なエリアとして、豊かな市民生活や地域全体の活性化を先導する拠点として、都市機能の高度化を図ります。</p>
<p>●地域文化創造拠点 / 地域核</p>	<p>三木地区周辺及び吉川地区に地域文化拠点を設置し、それぞれの地域において育まれてきた地域の歴史・伝統・文化を次世代に継承し、また新しい地域文化を創造していく拠点としての整備を進めます。特に、吉川地域においては住民生活を支援する拠点としても、各種都市機能の整備を図ることといたします。</p>
<p>●定住促進エリア</p>	<p>近年宅地造成された住宅地を中心とするエリアです。市外からの人口流入を促進する拠点として、生活基盤の整備などの魅力ある都市環境づくりを進めるとともに、他エリアとの交流・連携によって全市的な一体性を醸成していきます。</p>
<p>●新産業創造エリア</p>	<p>ひょうご情報公園都市及び三木工場公園、吉川産業団地等を含むエリアです。基盤整備等の推進と企業・事業所の誘致を進め、新しい産業の創造を図るとともに、他のエリアとの交流を促進し、新市全体での経済・産業の活性化を促す拠点としての整備を図ります。</p>

第5章 新市の施策

1. 新市の主要施策（ガーデンシティ・プロジェクト）体系

新市の将来都市像「やすらぎのふるさと”ガーデンシティみき”」を実現するため、まちの基盤をつくる主要施策を展開します。新市の骨格をつくり、暮らしやすく、快適な生活を営むための基本的な事業です。



2. 新市の施策

(1) 参画と共生のまちづくり (市民参画・人権)

コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める

新市では、市民参加を促し、行政と市民や団体・コミュニティ組織間の適切な役割分担による協働型社会の構築を推進していきます。そのために、情報公開・情報提供により市政への市民参加機会をより一層充実します。また、市民生活に身近な地域コミュニティを単位として各コミュニティの独自性や特色を活かしたまちづくりを進めるため、吉川町で取り組まれているC I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画^(注)の考え方を全市的に広めるとともに、コミュニティの核としての各町の公民館を充実します。吉川地区における公民館についても地区公民館としての位置づけを明確にし、地域コミュニティの核としての機能が十分発揮できるよう整備します。

また、人間性豊かな心ふれあう地域社会を築くために、市民のコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティリーダー、ボランティア活動、NPO 活動などの活性化のため、活動拠点の充実など積極的な支援策を推進します。

(注) C I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画とは

地域のアイデンティティ(個性)を再確認し、それを内外に発信し、地域の振興・活性化を進めることを目的とした戦略的な計画のことです。合併後の新市では、各地域が有する資源を掘り起こし、ひとつの統一したデザインを企画し、市民一人一人の「まちを愛する心」を育み、まちづくりに積極的に参画するような計画やしゅみづくりが求められます。

人権を尊重するまちづくりを進める

同和問題や女性、高齢者、障害者、外国人への差別、また、近年では児童虐待など、人権に関する問題は多様化していますが、これらの問題の解決に向け、あらゆる場を通して、効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、人権尊重の感性と実践力を備えた人づくりを積極的に推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、教育、子育て支援、就労などの各行政分野が連携しながら総合的に施策を展開します。

市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する

市民としての共通意識の形成を目指して、交流拠点としてのスポーツ・レクリエーション施設の整備、全市的なイベント開催などを行い、地域や世代間の差異を理解し合える場や機会の提供をしていきます。

また、三木市では、アメリカのカリフォルニア州バイセリア市と姉妹都市提携、吉川町

ではオーストラリアのコロワ市との友好都市提携を結ぶなど、国際交流を推進してきましたが、今後ともこれらの交流活動を継続し、市内に在住する外国人との友好を深めるとともに市民の国際感覚を醸成することを趣旨として、国際交流活動を活発化させます。

参画と共生のまちづくりにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・公聴の制度充実、市民によるまちづくり提案の実施 ○地域の個性を活かしたまちづくりの推進 ○ボランティアを始めとする市民活動拠点の整備と充実
人権を尊重するまちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ○「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づく人権尊重のまちづくりの推進 ○公民館など地域の活動拠点整備や人権教育・啓発の推進 ○男女共同参画プランに基づく、総合的な施策の展開
市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション等の交流拠点の整備 ○全市的なイベントの開催 ○国際交流協会支援・都市親善の活動を推進

（２）安全で快適なまちづくり（都市基盤整備）

安全・快適に移動できるまちをつくる

合併により新たな交流軸を構築し、相互の交流を活発化していくことが必要ですが、高齢者や学生などの車を運転することのできない市民が、行動の自由を制限される「交通弱者」とならないよう、公共交通機関の充実を図ることがますます重要な課題となっています。

三木市内においては、神戸電鉄、三木鉄道、路線バス、ゾーンバス等が運行されており、吉川町内では、路線バスや中国自動車道の高速バス、町内のコミュニティバスが運行されています。新市では、各地域における公共交通の利便性を確保するとともに、今後は「交通弱者」対策や広域化する市域に対応していく必要があります。そのため、三木市内と吉川町を結ぶ路線バスの充実など、市民生活に必要不可欠な最低限の移動手段については、その確保を図りながら、路線の再構築も含めて、公共交通ネットワークの充実やコミュニティバスの運行を検討し、市民ニーズに対応した効率的な公共交通サービスの提供を行っていきます。

一方、広域化する交通に対しては、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の高速道路網へのアクセス道路を整備するとともに、三木市と吉川町の住民生活の一体化を推進し、円滑で快適な交通を確保していくため市内各道路の体系的な整備を進めます。

特に、三木市の中心部と吉川町の中心部を連絡する道路や各種公共施設の共同利用に資するための道路については、交通渋滞の解消や新市の均衡と一体性を図るため、県をはじめとする関係機関と十分に連携を取りながら順次計画的に整備を進めます。

生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる

三木市の豊かな自然や美しい景観を後世に伝えていくために、無秩序な開発に対する規制の強化や景観ガイドラインの策定を行っていくほか、自然環境の保護に積極的に関わっていきます。また、身近な生活環境レベルから地球環境レベルに至るまで、環境保護への積極的な取り組みを行うほか、環境教育の推進など、市民の環境保護に対する意識を高め、自主的に行動できるまちづくりを進めます。

ごみによる環境負荷を減らすためには、減量・リサイクル活動の促進、ごみ出しに対する市民のマナー向上への啓発などを図るとともに、廃棄物処理に関しては、効率的な収集体制の確立や、一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理の推進、埋立て処分場の確保、違法な廃棄の防止策など、新市が一体として取り組みます。

快適なまちづくりを支える都市基盤として、水道施設の整備・維持・補修を推進し、市民に安全でおいしい水を安定的に供給していきます。生活排水処理については、市街地における公共下水道の整備、郊外においては特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽設置、し尿処理施設の整備などを推進し自然環境の保持と快適な生活の確保に努めます。

市民が憩える空間を充実するためには、三木市の三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園整備のほか、地域の身近な公園の整備・充実や、市民参加による緑化活動等を推進します。また、秩序ある快適な都市空間づくりのため、土地区画整理事業の推進や、広域化する新市の土地情報を整備するための地籍調査についても積極的に推進していくとともに、良好な住環境の整備を促進します。

災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる

地震や風水害の被害を未然に防ぐため、急傾斜地や低地・住宅密集地などにおける災害防止の事業を推進するとともに、地すべりなどの土砂災害防止のための監視体制の充実にも努めていきます。

また、新市全体での防災体制を強化し災害発生時の被害を最小限に抑えるため、防災計画の策定や消防防災拠点の整備、関連車両・機材等の充実、救急救命業務の高度化、公共施設の耐震補強などを進めるほか、住民自らが自助共助の活動を迅速に行えるよう、自主防災組織の育成や啓発を推進し、災害に強いコミュニティづくりに努めます。

一方、犯罪の多様化・低年齢化が進んできた今日、住民の安心・安全な生活を守るため、警察・学校などをはじめとする関係機関との連携を強化していくとともに、地域とも連携して危機管理体制を充実させていきます。

まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れる

健康な人だけでなく、子どもや高齢者、障害をもつ人など、市民のだれもが「使いやすい」「歩きやすい」まちであるために、施設のバリアフリー化を推進するなど快適な生活空間の創造に努めていきます。

一方、内外に対して新市の一体性を醸成・アピールするとともに、市内での移動や施設利用がだれにとってもわかりやすくスムーズにできるよう、新市としての統一的なデザインによるサインの整備を順次進めていきます。

様々な情報を日常生活に活かす

北播磨の中心都市として新市の魅力をさらに高めるとともに、広域化する新市において行政サービスやまちづくりをより一層充実していくためには、情報通信基盤を拡充するとともに、その基盤を活かしながら、様々な情報が活発に行き交う、また、市民が情報を利活用できるしくみをつくり上げていくことが求められます。

三木市では、市街地においては既に民間事業者によるケーブルテレビの供用が開始されていますが、今後は新市全域の整備促進に向け支援していくとともに、公共施設、学校などの地域イントラネット網の拡充を行います。また、地域イントラネットを活用した情報通信システムなどにより、各種行政サービスの利便性を高めます。また、エフエム三木の受信可能な範囲を新市全域とするための基盤整備についても推進していきます。

一方、情報活用能力の格差を減らすために、市民のパソコンの活用能力を高める取組みを充実します。

安全で快適なまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
安全・快適に移動できるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備推進 ○生活道路の整備・充実 ○生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実
生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な開発への規制と自然環境の保全 ○景観ガイドラインの策定 ○ごみ減量・リサイクル活動の促進 ○廃棄物の埋立て処分場の確保 ○合併浄化槽の設置促進 ○上水道の安全性確保と水道施設の整備 ○公共下水道整備や農業集落排水の接続率の向上 ○し尿、汚泥の適正処理の推進 ○三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園や身近な公園の整備 ○土地区画整理事業の推進 ○地籍調査事業の推進 ○住環境の整備
災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地、危険箇所等の調査啓発の推進 ○防災計画の策定 ○防災情報通信システム、防災無線等の整備 ○消防庁舎、総合防災拠点の整備 ○（仮称）県震災記念公園の活用 ○消防関連の車両・機材・消防水利機能等の維持・向上 ○救急救命業務の高度化 ○防犯・防災意識の高揚と自主防災組織の育成 ○関係機関の連携強化による危機管理体制の充実
まちづくりにだれもが使いやすいく分かりやすいデザインを取り入れる	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設のバリアフリー化を推進 ○統一デザインによるサイン整備
様々な情報を日常生活に活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○地域イントラネットなど、情報通信基盤の整備・拡充 ○市民が利用できる情報通信システムの充実 ○情報活用能力の向上のための事業の推進

●主な県事業

施 策	主 な 県 事 業
安全・快適に移動できるまちをつくる	○幹線道路の整備推進（県道加古川三田線・県道三木山崎線等）
災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる	○美囊川・金剛寺谷川・志染川等の河川改修 ○地すべり防止のための監視体制の充実

(3) いきいきと活力あるまちづくり (産業・経済)

農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める

三木市・吉川町は質、量ともに全国一を誇る酒米（山田錦）の生産地であり、花き、ぶどう、いちごなどの主要生産地でもあります。また、酒米は全国へ出荷され全国ブランド商品となっており、他の農産物についても同一地域内に生産地と消費地が隣接しているとともに、神戸・大阪などの消費地に隣接しているなど、地理的な優位性をもった地域です。

こうした農業資源を新市のより一層魅力的な地域資源としてブランド化し、全国に発信していくため、後継者の育成や生産性を高めるための農業基盤整備などを推進するとともに、豊かな農業資源を活かしながら、「山田錦まつり」をはじめとするイベントの開催や、「山田錦の館」「道の駅みき」「三木みらい館」を中心とした地域の特産品の加工・販売、都市と農村の交流を図る体験型農業、農業を教材とした環境教育の導入など、他の関連分野と連携した施策を展開し、農業を積極的にまちづくりに活かす施策を展開していきます。

商工業の振興と「金物のまち」を発展させる

三木市の地場産業である金物産業は生産・流通・販売の全ての面からみても、全国に「金物のまち」として発信できる地域資源といえます。とりわけ大工道具に代表されるように、三木の金物はそれぞれの分野において匠としての技術が全国的にも評価されていることから、これらの技術を全国に発信する仕組みづくりが必要となっています。そのため、金物まつりや新殖産の振興を推進するとともに、後世に金物のまち三木市を伝えていくために、伝統的な技術や文化の継承に努めます。

また、その他の商工業についても、地場産業の維持・活性化の観点から、関連団体と連携しながら支援策を展開していきます。

さらに、市内の商店街の活性化支援や官民の協働による新たな物流システムの構築支援など産業全体の推進に努めます。

新たな産業を育成し雇用を確保する

充実した高速交通網や大都市への近接性など、恵まれた立地環境を活かしながら、ひょうご情報公園都市をはじめとする市内への企業や研究機関等の誘致を促進するとともに、既存の地域産業や大学等とも連携しながら新たな産業の立地・育成を進め、地域経済の活性化や雇用の確保を図ります。

観光でにぎわうまちをつくる

本地域には、グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたんなどの家族で楽しむ施設や、ぶどう、いちごなどの観光農作物、また、豊かな自然や日本屈指の集積を誇るゴルフ場などといった地域の特性を活かした観光・集客資源に恵まれています。こうした地域資源を連携・ネットワーク化させながら、自然と

文化が楽しめる「大都市近郊の農業体験等の拠点」として、新市のPRを推進します。また、広域的な波及が見込めるイベント開催等により、年間を通じた観光魅力の増幅に努めます。

さらに、案内看板や統一的なサイン表示の充実、各種媒体を通じた情報提供の拡充など、快適に観光してもらうための心のこもった環境整備を推進します。

いきいきと活力あるまちづくりにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特産物の生産力増強や、ブランド力の向上 ○「山田錦」の郷づくりや、「山田錦の館」を中心とした、都市と農村の交流の促進 ○「山田錦まつり」の運営 ○体験型農業の推進 ○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進 ○担い手農家の育成や、新規就農支援を通じた新たな担い手の育成 ○地産地消の推進
商工業の振興と「金物のまち」を発展させる	<ul style="list-style-type: none"> ○金物の製品デザインなどの開発力の向上や販路拡大、協同事業の活性化等 ○金物まつり、新殖産の振興 ○伝統的な技術や文化の継承 ○中小企業、商店街の活性化
新たな産業を育成し雇用を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ○企業、研究機関等の事業所誘致の推進 ○関係機関と連携した新たな産業の育成
観光でにぎわうまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○各観光・集客施設間のネットワーク化推進 ○グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたん等の集客拠点の活用・充実 ○ゴルフ場の有効活用策の検討 ○イベント開催の充実 ○農業体験・自然体験等の推進

●主な県事業

施 策	主 な 県 事 業
農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める	○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進（県営農地等保全管理事業 等）
新たな産業を育成し雇用を確保する	○産業基盤整備等の推進

(4) 人と文化を育むまちづくり(教育・文化・生きがい)

学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える

少子高齢化社会の到来とともに、核家族化が加速している現代社会においては、家庭での子育て環境も大きく変化してきています。

このような社会状況のもと、新市においては、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育むことができる地域社会の構築のため、関係する機関・団体等の連携やネットワーク化を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの個性や意欲を大切にしながら、「生きる力」の育成や「心の教育」の充実に取り組むとともに、情報化や国際化等の時代ニーズにも対応した学校教育内容の充実を図ります。

また、生徒・児童への相談・カウンセリング機能の充実や、教職員の資質向上・人材育成の取組みを推進します。

また、老朽化した学校園舎の改修などの基本的な教育環境の整備を進めます。さらに、少子化が進展し、児童・生徒数が減少傾向にあるなかで、新市として一体的な教育行政の体制を構築し、効果的な教育行政を推進するため、必要に応じて学校区の再編等の検討を進めていきます。

市民の生きがいを高める

いわゆる団塊世代サラリーマンの退職によって、大都市への通勤者が居住地周辺地域に生活の場を回帰させるなど、市民が地域社会との係わりを深めていく機会が、今後はより一層増加することが予想されます。一人ひとりの市民が、地域に密着して生きがいのある生活を送りながら、今まで人生の中で培ってきた様々な知識や経験を活かし、まちづくりやひとづくりに貢献していくことのできる社会づくりが求められています。

心豊かに生きがいを持って生活ができるよう、市民ニーズに応じた公民館、図書館、活動センターなどの生涯学習拠点を充実させるとともに、吉川町域の住民活動拠点の整備、さらには生涯学習推進体制の新たな構築と生涯学習プログラムを充実していきます。

スポーツやレクリエーションについては、三木山総合公園や吉川町総合中央活動センター等の拠点施設の整備・充実を図るほか、市民ニーズに対応した生涯スポーツ拠点の整備に努めます。

また、青少年の健全育成のため、ニュースポーツや武道などを推進するとともに、地域スポーツクラブの充実、各種スポーツイベントの開催、また、豊かな自然環境や全国有数の集積を誇るゴルフ場等との官民協働による施策など、地域資源を活かした施策に取り組みます。

郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。

三木市では伽耶院本堂や木造毘沙門天立像など、吉川町では稲荷神社本殿、天津神社本殿、東光寺本堂、歓喜院聖天堂が国指定の重要文化財となっているなど、本地域では豊か

な歴史資源や伝統文化を有しています。

新市においては、地域の歴史的な遺産の保全・活用や、吉川町域をはじめとする各地域・地区の伝統行事・文化の保全を進めるなど、郷土の歴史・文化の継承に取り組むとともに、市民が歴史に触れ、学ぶための文化財等の保存・展示拠点の整備を推進します。

人と文化を育むまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
<p>学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域が連携した社会の構築 ○教育相談の充実 ○学校園舎、給食施設等の維持管理・整備 ○情報教育や国際理解教育の推進 ○必要に応じた学校区の再編等の検討
<p>市民の生きがいを高める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進体制の構築とプログラムの充実 ○図書館整備や図書物流システム導入など市内での図書館ネットワークの充実 ○生涯学習拠点としての公民館機能の充実 ○三木山総合公園、吉川町総合中央活動センターなどの公園整備・充実 ○生涯スポーツ拠点の整備 ○国体を円滑に開催、運営するため、関連施設の整備・充実 ○ゴルフ場等との協働による市民のレクリエーション機会の充実 ○地域スポーツクラブや各種イベントの開催
<p>郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定文化財をはじめ、埋蔵文化財の発掘・調査など、地域の歴史的な遺産の保全・活用 ○各地域・地区の伝統行事・文化の保全 ○文化財等の保存・展示拠点の整備

(5) やすらぎと安心のまちづくり(健康・医療・福祉)

市民の健康を維持、増進する

高齢化が急速に進展している中で、市民一人ひとりがいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるように環境を整えていくことは、まちづくりの基本となるものです。

三木市の総合保健福祉センターや吉川町の健康福祉センターを中心に、保健サービスを総合的に提供する体制を充実しながら、市民の疾病を予防し、健康寿命の延伸を支援するため、意識啓発や各種健診、教室の実施、福祉医療の充実などを推進します。

高度で良質な地域医療を提供する

地域の様々な医療機関、関係機関が連携しながら、安心のネットワークを構築していく必要があります。地域医療の中核を担う市民病院においては、より一層、経営の健全化に努めるとともに、医療サービスの向上及び施設整備の充実を進めていきます。また、休日・夜間等の緊急医療体制を充実します。

全ての市民の自立を支援する

全ての市民が自立した生活を送れるよう、地域福祉計画を策定し地域での助け合いを促進するとともに、活動の拠点施設を充実するなど、地域福祉のコミュニティづくりを促進します。

高齢者福祉については、介護予防施策の充実や、在宅支援体制の構築、施設サービスの充実などサービス提供体制の確立を進めるとともに、介護家族の負担を軽減する施策を充実します。また、要支援・要介護者の生活を支援する介護保険制度の健全な運営を図ります。

障害者(児)福祉については、障害者の経済的負担の軽減、障害者スポーツ大会など障害者の様々な交流の機会を充実するとともに、身体障害者、知的障害者、精神障害者の各対象者のニーズに応じた各種の在宅支援サービスおよび施設サービスを充実し、社会参加の促進を図るための各種施策を充実します。

また、生活保護制度の充実をはじめ、災害被災者等への支援など、様々な立場の人々への自立支援策を推進します。

安心して産み育てられる環境をつくる

少子化が進行するなかで、安心して産み育てられる環境づくりを進めるために、女性の社会進出促進等の視点も含めた総合的・計画的な子育て支援施策が求められています。

そのため、子供を健全に育てる環境を整えるための子育て相談や子育てサークルの開催、各種助成制度の充実をはかるとともに、市民ニーズに応じた保育所サービスの充実、小学校での放課後の保育のほか、今後の新たな子育て環境づくりのため、幼保一元化に向けた検討を進めます。

やすらぎと安心のまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
市民の健康を維持、増進する	<ul style="list-style-type: none"> ○保健サービスを総合的に提供する体制の構築 ○健康へ意識啓発、各種健診や相談体制・教室等の充実 ○福祉医療の充実
高度で良質な地域医療を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関、関連機関が連携した安心のネットワークづくり ○市民病院の効率的経営、医療サービスの質的向上、施設整備の充実 ○休日・夜間等救急体制の充実
全ての市民の自立を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉計画の策定 ○福祉コミュニティづくりの推進 ○高齢者の生活支援サービス・在宅支援サービスの充実 ○障害者の生活支援サービスの充実 ○生活保護者の自立支援の充実 ○母子家庭や災害被災者など、様々な立場の人々への自立支援策の推進
安心して産み育てられる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに係る相談、教室等の充実 ○児童手当等の経済的支援の充実 ○ニーズに応じた保育サービスの充実 ○幼保一元化に向けた検討

(6) 行財政運営・市民サービス（計画の実現に向けて）

基礎的な市民サービスを維持、向上させる

市民の各種情報を適正に管理し、個人情報保護を徹底するとともに、基礎的な市民サービスの維持・向上のため、吉川支所の設置などをはじめ、電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システムを始めとする各種市民アプリケーションの充実など、情報通信基盤を活用し、利便性の向上を図ります。

また、合併により新たな利用者増が見込まれる斎場等の施設については合併後速やかに整備を進めていくことといたします。

効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める

新市としての政策を戦略的に推進するため、住民の参画を基本として、様々な機会を捉えて住民の意見を反映させながら、まちづくりの長期ビジョンや土地利用計画を明確化するとともに、施策の重点化や、施策を推進するための効率的・効果的な組織体制の整備、人材の育成に努めます。

また、施策の達成度を評価する行政評価システムの充実や意思決定の明確化など、行財政運営における透明性を確保するとともに、健全な財政運営を行うため、適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等、さらには行財政改革の一層の推進を図るとともに、情報通信技術等も活用しながら業務の効率化・高度化に取り組みます。

行財政運営・市民サービスにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
基礎的な市民サービスを維持、向上させる	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護の徹底 ○吉川支所設置と窓口サービスの充実 ○電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システム等の充実 ○行政相談、法律相談等の充実 ○斎場の建設整備
効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意見を反映させるため市政懇談会等の充実 ○行財政改革の推進 ○長期ビジョンや土地利用計画の策定・明確化 ○効率的・効果的な組織体制を整備 ○行政評価システム、目標管理制度の構築 ○人材の育成 ○適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等 ○情報化による業務の効率化・高度化など業務改善の推進



第6章 公的施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。

第7章 財政計画

1 財政計画の基本的な考え方

新市の財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の財政見通しについて、三木市と吉川町の過去の決算、16年度の決算見込み状況及び現在の財政制度等を参考に、普通会計一般財源ベースで作成したものであり、合併後の新市において、健全な財政運営が堅持できるかどうかを判断するための「財政のシミュレーション」です。現在の経済状況や行財政制度を基本に合併に伴う変動要因を加味して作成しており、今後の経済情勢や地方財政制度等の変化により変動することもあります。

また、新市の予算編成については、その時々々の社会経済情勢を勘案しつつ単年度ごとに収支均衡となることを基本として行うため本計画が将来の予算編成を拘束するものでもありません。

2 歳入

(1) 地方税

市民税、固定資産税、軽自動車税など住民、企業等に納めていただく税金です。

(2) 地方交付税

地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が、一定の基準に基づいて各地方公共団体ごとに標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合に、その不足額を基礎として地方公共団体に交付するものです。

(3) その他の収入

①地方譲与税

地方道路税、自動車重量税など国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されます。

②利子割交付金

利子所得を県が課税し、その一部を市町村に対して交付するものです。

③ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場の利用行為に対して県が課税し、その一部を交付金として市町村に交付するものです。

④地方消費税交付金

都道府県が都道府県間における精算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する交付金額を当該都道府県の市町村に対して交付するものです。

⑤自動車取得税交付金

都道府県が道路に関する費用に充てるために課税した収入額を一定の基準で市町村に交付するものです。

⑥地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、市町村に交付するものです。

⑦交通安全対策特別交付金

激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要とする道路交通安全施設の設置等に要する経費として、国が都道府県及び市町村に交付するものです。

⑧分担金・負担金

地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける団体などから一定の基準によりいただく費用です。（幼稚園保育料、土地改良事業分担金、民生費負担金など）

⑨使用料及び手数料

使用料は、行政財産や公の施設の使用・利用の対価としてその使用者・利用者に支払っていただくものです。主なものは、体育施設使用料、住宅使用料（市営住宅の家賃）などです。

手数料は、地方公共団体の事務で、特定の者に提供する役務に対しその費用の対価として支払っていただくものです。主なものは、戸籍や住民票の発行手数料、税の督促手数料などです。

⑩国・県支出金

地方公共団体が行う事業に対して、国及び県が一定の基準により交付する費用です。（教育費国庫負担金、国庫補助金など）

⑪財産収入

地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、または売払いをすることによって生じる現金収入のことです。主なものは基金利子、不動産売払収入などです。

⑫繰入金

一般会計、他の特別会計及び基金などの会計の間において、相互に運用資金として繰入れる費用のことをいいます。

⑬諸収入

上記に該当しない歳入費用のことで、延滞金、加算金、過料などがこれにあたります。

⑭ 地方債

特定の歳出（学校や道路の建設等）に充てるため地方公共団体が年度を越えて元利を償還する借入金のことです。建設事業のための借入金が原則ですが、地方税の減税分を補う

減税補てん債、交付税財源の不足分を補う臨時財政対策債などの例外的な地方債もあります。

3 歳出

(1) 人件費

職員・特別職の給与・共済費、議員・委員の報酬等に要する経費です。

(2) 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、支出される費用のことです。

(3) 公債費

地方債の償還に充てる費用です。

(4) 投資的経費

いわゆる投資的事業のことで、道路をつくったり、施設を建てたりするための費用です。

(5) その他

①物件費

賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、賃借料などです。

②補助費等

団体に対する負担金や補助金、報奨金、賠償金などです。

③積立金

特定の目的のために設けられた基金への積み立てに要する費用で、主なものに財政調整基金、減債基金、福祉基金などがあります。

④繰出金

他会計に現金を移すための費用です。

⑤その他の支出

・維持補修費

公共施設などの維持・補修に使われる費用です。

・投資・出資金・貸付金

投資：地方公共団体が現金を運用し、利子収入を得る目的で投資するための費用です。

出資金：水道や病院等の公営企業会計への出資等にあてられます。

貸付金：団体や個人への貸し付けにあてられる費用です。

4 新市の財政計画

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地 方 税	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023
地方交付税	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136
その他の収入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472
歳 入 計	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631
人 件 費	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180
扶 助 費	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557
公 債 費	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4,325	4,121
投資的経費	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925
そ の 他	8,929	8,736	8,416	8,482	8,448	8,458	8,466	8,497	8,464	8,413
物件費	3,289	2,881	2,746	2,749	2,794	2,764	2,764	2,775	2,760	2,760
補助費等	2,068	2,224	1,939	1,942	1,919	1,913	1,905	1,893	2,034	2,025
積立金	146	170	168	118	42	41	41	41	41	41
繰出金	2,907	2,968	3,042	3,119	3,129	3,194	3,252	3,274	3,261	3,241
そ の 他	519	493	521	554	564	546	504	514	368	346
歳 出 計	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196
歳入歳出差引	1,453	854	508	655	803	705	789	512	79	435

本資料に関するご意見・お問い合わせ

三木市・吉川町合併協議会事務局

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号(三木市役所内)

電話：0794-82-4990 FAX：0794-82-9755 Eメール：jimu@miki-yokawa-gappei.jp

ホームページ：http://www.miki-yokawa-gappei.jp